

2025年度版 建築基準関係法令集 追録

この冊子は、T A C出版発行「2025年度版 建築基準関係法令集」の追録です。

下記の法令について、改正内容を追加します。

- ☐建築基準法・同法施行令・同法施行規則
- ☐建築士法・同法施行規則
- ☐建設業法・同法施行令
- ☐消防法
- ☐土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- ☐建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律・同法施行令・同法施行規則
- ☐建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令
- ☐都市の低炭素化の促進に関する法律

注意事項

1. 本冊子は、建築士本試験会場に持込むことができますが、その際は、記入事項について法令集と同様の制限を受けますので、ご注意ください。
2. ホームページからダウンロードした本データをプリントアウトしたもの等は、試験会場に持ち込むことができません。

2025年 3 月

TAC建築士講座

個人で印刷したものは持ち込めません

建築基準法

No.	頁・行数	条文番号	旧	新
A1	P11 左段 021	2 条十七号	第 5 条の 6 第 2 項及び第 6 条第 3 項第二号において	以下
A2	P11 左段 028	2 条十七号	第 5 条の 6 第 2 項及び第 6 条第 3 項第二号において	以下
A3	P11 左段 032	2 条十七号	第 6 条第 3 項第三号	同号
A4	P15 右段 02	5 条の 6 第 2 項	この項及び次条第 3 項第二号において	(削除)
A5	P15 右段 026	6 条 1 項	から第三号まで	若しくは第二号
A6	P15 右段 029	6 条 1 項	から第三号までに掲げる	又は第二号に規定する
A7	P15 右段 032	6 条 1 項	四	三
A8	P16 左段 02	6 条 1 項	から第三号まで	若しくは第二号
A9	P16 左段 05	6 条 1 項	から第三号までに掲げる	又は第二号に規定する
A10	P16 左段 08	6 条 1 項	四	三
A11	P16 左段 014	6 条 1 項 脚注	11 条 2 項⇒873	10 条 2 項⇒C3
A12	P16 左段 022～040	6 条 1 項 一号～四号	一 別表第 1 ～ ～ 1 項⇒809	B1
A13	P16 右段 024	6 条 4 項	から第三号まで	又は第二号
A14	P16 右段 026	6 条 4 項	四	三
A15	P16 右段 040	6 条 6 項	第 1 項の	第 1 項本文に規定する
A16	P17 左段 025	6 条 9 項 脚注	⇒275	⇒C1
A17	P18 左段 021～045	6 条の 3 第 1 項 ただし書	ただし、～ ～法 18 条の 2 ⇒34	B2
A18	P19 左段 038	6 条の 4 第三号	四	三
A19	P22 左段 04	7 条の 6 第 1 項	から第三号までの	若しくは第二号に掲げる
A20	P34 右段 042	20 条 1 項	それぞれ	(削除)
A21	P35 左段 013～023	20 条 1 項二号	二 高さが 60m 以下～ ～令 36 条の 2 ⇒154	B3
A22	P35 左段 041～ 右段 04	20 条 1 項三号	三 高さが 60m 以下～ ～適合するものであること。	B4
A23	P49 右段 04	52 条 14 項 脚注	40 条⇒882	35 条⇒C3
A24	P68 左段 017	68 条の 9 第 1 項	四	三
A25	P104 右段 010	87 条の 4	から第三号まで	又は第二号
A26	P104 右段 024	87 条の 4	から第三号まで	又は第二号
A27	P104 右段 026	87 条の 4	四	三
A28	P104 右段 039	88 条 1 項	から第三号まで	又は第二号
A29	P104 右段 041	88 条 1 項	四	三
A30	P105 左段 024	88 条 1 項	それぞれ	(削除)
A31	P105 左段 033	88 条 2 項	から第三号まで	又は第二号
A32	P106 左段 019	90 条の 2 第 1 項	から第三号までの	又は第二号に掲げる
A33	P107 左段 028	93 条 2 項	同項第四号	第 6 条第 1 項第三号

建築基準法施行令

No.	頁・行数	条文番号	旧	新
A34	P136 左段 02	2条二号 脚注	R 5	H 5
A35	P138 右段 039	9条 脚注	11条2項➡873	10条2項➡C3
A36	P139 右段 09	9条の3	ただし書	第一号
A37	P139 右段 011	9条の3	第4項ただし書	第5項第一号
A38	P154 右段 05	36条の2 二号	13m又は軒の高さが9m	16m
A39	P154 右段 017	36条の2 四号	13m又は軒の高さが9m	16m
A40	P156 左段 017 ～右段 09	43条1項	【柱の小径】 ～表	B5
A41	P156 右段 041～ P157 左段 09	45条	【筋かい】 ～この限りでない。	B6
A42	P157 右段 01～ P158 左段 025	46条4項 表1～表3	4 階数が2以上又は～ ～表1、表2、表3	B7
A43	P158 左段 040 ～右段 024	48条1項、2項	【学校の木造の校舎】 ～日本産業規格に適合するもの	(削除)
A44	P162 左段 034	67条1項	(「にあつては」の前に挿入)	その他その規模及び構造に関し 安全上支障がないものとして国 土交通大臣が定める基準に適合 する建築物
A45	P183 右段 023	110条二号	109号	109条
A46	P265 右段 033	146条一号	一 エレベーター及びエスカレ ーター	B8

建築基準法施行規則

No.	頁・行数	条文番号	旧	新
A47	P275 左段 01 ～P279の表の 4行目まで	建築基準法施行規 則(抄)～ ～規則1条の3第 1項の表2	建築基準法施行規則(抄)～ ～適合性審査に必要な事項	C1
A48	P284 下から6行目	表2(10)の「使用 建築材料表」部分 下から6行目	十二	十三
A49	P284 下から3行目	表2(10)の「使用 建築材料表」の 下から3行目	十二	十三
A50	P285 01	表2(10)の「使用 建築材料表」の 上から1行目	十二	十三
A51	P305 表の(85) と(86)の間	表2(85の2)	表2の(85)と(86)の間にC2を挿 入	C2
A52	P315 右段 019	3条の2第1項九 号	十二	十三

A53	P315 右段 022 と 023 の間	3 条の 2 第 1 項	「十 構造耐力上～」の上に B9 を挿入	B9
A54	P315 右段 023 ～P316 右段 0 45	3 条の 2 第 1 項	十(号)～十六(号)	それぞれ十一(号)～十七(号) (十号の追加に伴い、号番号を 送る)
A55	P315 右段 029	3 条の 2 第 1 項	十二	十三
A56	P317 左段 042	3 条の 2 第 3 項三 号	十二	十三
A57	P317 右段 05	3 条の 2 第 3 項四 号	十二	十三
A58	P322 左段 01	3 条の 13 第 1 項	に該当する者	(同項第二号に掲げる確認審査 にあっては、第二号)に該当す る者

建築士法

No.	頁・行数	条文番号	旧	新
A59	P451 右段 013	2 条第 10 項	、「軒の高さ」	(削除)
A60	P451 右段 023～043	3 条第 1 項	【一級建築士でなければ～ ～以上の建築物	B10

建築士法施行規則

No.	頁・行数	条文番号	旧	新
A61	P498 左段 03	21 条 4 項	及び第四号ロ	(削除)
A62	P498 左段 026 ～041	21 条 4 項三号	三 建築物のエネルギー～ ～第 21 条の 4 に規定する書面	(削除)
A63	P498 左段 042	21 条 4 項四号	四	三
A64	P498 左段 043	21 条 4 項四号	67 条の 5	63 条
A65	P498 右段 05	21 条 4 項四号イ	67 条の 5	63 条
A66	P498 右段 08	21 条 4 項四号ロ	67 条の 5	63 条
A67	P498 右段 010	21 条 4 項四号ロ	80 条の 5	79 条
A68	P498 右段 014	21 条 5 項	及び第四号ロ	(削除)

建設業法

No.	頁・行数	条文番号	旧	新
A69	P511 右段 07 と 08 の間	20 条の 2	【契約の保証】の上に B11 を挿 入	B11
A70	P514 右段 014	26 条 3 項一号イ	(脚注として右を追加)	令 28 条⇒B12
A71	P514 右段 031	26 条 3 項二号	(脚注として右を追加)	令 29 条⇒521
A72	P514 右段 039	26 条 4 項	令 29 条	令 30 条
A73	P516 左段 036	26 条の 5 第 1 項二 号	(脚注として右を追加)	令 33 条⇒B13
A74	P516 右段 012	26 条の 5 第 2 項	(脚注として右を追加)	令 34 条⇒B13

建設業法施行令

No.	頁・行数	条文番号	旧	新
A75	P521 左段 031 と 032 の間	28 条	【監理技術者の行うべき職務を 補佐する者】の上に B12 を挿入	B12
A76	P521 左段 033	28 条	第 28 条 ----- ただし書	第 29 条 ----- 第二号
A77	P521 右段 01	29 条	特例監理技術者	主任技術者又は監理技術者
A78	P521 右段 03	29 条	第 29 条	第 30 条
A79	P521 右段 06	30 条	第 30 条	第 31 条
A80	P521 右段 014 の下	33 条、34 条	「～4,000 万円とする。」の下に B13、B14 を挿入	B13 B14

消防法

No.	頁・行数	条文番号	旧	新
A81	P539 左段 013	7 条 2 項	四	三

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

No.	頁・行数	条文番号	旧	新
A82	P845 右段 044	25 条	四	三
A83	P845 右段 045	25 条	から三号まで	又は第二号
A84	P846 左段 01	25 条	四	三

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律・同法施行令・同法施行規則

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令

No.	頁・行数	条文番号	旧	新
A85	P869 左段 01 ～P906 026	目次～ ～別表第 3	目次～ ～別表第 3	C3

都市の低炭素化の促進に関する法律

No.	頁・行数	条文番号	旧	新
A86	P910 左段 021	54 条 8 項	12	11
A87	P910 左段 026	54 条 8 項	12	11
A88	P910 左段 029 ～039	54 条 9 項	9 低炭素化のための～ ～適用しない。	(削除)

建築基準法

No.	頁・行数	条文番号	新
B1	P16 左段 022～040	6 条 1 項 一号～四号	一 別表第 1 (い)欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 200 m²を超えるもの ◆別表第 1 ➡116 二 前号に掲げる建築物を除くほか、2 以上の階数を有し、又は延べ面積が 200 m²を超える建築物 三 前 2 号に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域若しくは準都市計画区域（いずれも都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。）若しくは景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 74 条第 1 項の準景観地区（市町村長が指定する区域を除く。）内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物 ◆景観法 74 条 1 項 ➡809
B2	P18 左段 021～045	6 条の 3 第 1 項 ただし書	ただし、当該建築物の計画に係る確認審査が次の各号に掲げる確認審査である場合において、当該確認審査を構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として当該各号に掲げる確認審査の区分に応じて国土交通省令で定める要件を備える者である建築主事等がするとき又は前条第 1 項の規定による指定を受けた者が当該要件を備える者である第 77 条の 24 第 1 項の確認検査員若しくは副確認検査員にさせるときは、この限りでない。 ◆*1 政令【特定増改築構造計算基準】令 9 条の 2 ➡139 ◆省令【構造計算に関する高度の専門知識等を有する者等】 規則 3 条の 13 ➡321 関連【指定構造計算適合性判定機関による適判の実施】 第 18 条の 2 ➡34 一 当該建築物の計画が特定構造計算基準のうち第 20 条第 1 項第二号イの政令で定める基準に従った構造計算で同号イに規定する方法によるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分であって確認審査が比較的容易にできるものとして政令で定めるもの又は特定増改築構造計算基準のうち確認審査が比較的容易にできるものとして政令で定めるものに適合するかどうかの確認審査 ◆政令【確認審査が容易な特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準】令 9 条の 3 ➡139 二 当該建築物の計画（第 20 条第 1 項第四号に掲げる建築物に係るもののうち、構造設計一級建築士の構造設計に基づくもの又は当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計に基づくものに限る。）が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの確認審査（前号に掲げる確認審査に該当するものを除く。）

B3	P35 左段 013～023	20 条 1 項 二 号	二 高さが 60m 以下の建築物のうち、木造の建築物（地階を除く階数が 4 以上であるもの又は高さが 16m を超えるものに限る。）又は木造以外の建築物（地階を除く階数が 4 以上である鉄骨造の建築物、高さが 20m を超える鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物その他これらの建築物に準ずるものとして政令で定める建築物に限る。） 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。 ◆政令【階数 4 以上の鉄骨造建築物等】令 36 条の 2 ➡154
B4	P35 左段 041～ 右段 04	20 条 1 項 三 号	三 高さが 60m 以下の建築物（前号に掲げる建築物を除く。）のうち、第 6 条第 1 項第一号又は第二号に掲げる建築物（木造の建築物にあっては、地階を除く階数が 3 以上であるもの又は延べ面積が 300 m²を超えるものに限る。） 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

建築基準法施行令

B5	P156 左段 017 ～右段 09	43 条 1 項	【柱の小径】 第 43 条 構造耐力上主要な部分である柱の張り間方向及び桁行方向の小径は、それぞれの方向でその柱に接着する土台、足固め、胴差、はり、桁その他の構造耐力上主要な部分である横架材の相互間の垂直距離に対して、建築物の用途及び規模並びに屋根、外壁 その他の建築物の部分の構造に応じて国土交通大臣が定める割合以上のものでなければならない。 （表削除）
B6	P156 右段 041～ P157 左段 09	45 条	【筋かい】 第 45 条 引張力を負担する筋かいは、厚さ 1.5 cm 以上で幅 9 cm 以上の木材若しくは径 9 mm 以上の鉄筋又はこれらと同等以上に引張力を負担することができる材料として国土交通大臣が定めたもの若しくは国土交通大臣の認定を受けたものを使用したものとしなければならない。 2 圧縮力を負担する筋かいは、厚さ 3 cm 以上で幅 9 cm 以上の木材又はこれと同等以上に圧縮力を負担することができる材料として国土交通大臣が定めたもの若しくは国土交通大臣の認定を受けたものを使用したものとしなければならない。 3 筋かいは、その両端の端部を、柱又ははりその他の横架材に、ボルト、かすがい、くぎその他の金物で緊結しなければならない。この場合において、そのいずれか一方の端部を緊結する位置は、当該柱と当該横架材との仕口の部分でなければならない。 4 筋かいには、欠込みをしてはならない。ただし、筋かいをたすき掛けにするためにやむを得ない場合において、必要な補強を行ったときは、この限りでない。

B7	P157 右段 01～ P158 左段 025	46 条 4 項 表 1～表 3	4 階数が 2 以上又は延べ面積が 50 m ² を超える木造の建築物においては、第 1 項の規定により配置する軸組は、当該建築物の各階に作用する水平力により構造耐力上支障のある変形又は破壊が生じないよう木材、鉄筋その他必要な強度を有する材料を使用した壁又は筋かいが有効に設けられたものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものを、当該建築物が地震及び風圧に対して構造耐力上安全なものとなるように国土交通大臣が定める基準に従って設置するものでなければならない。
B8	P265 右段 033	146 条一号	－ エレベーター（使用頻度が低く劣化が生じにくいことその他の理由により人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）及びエスカレーター

建築基準法施行規則

B9	P315 右段 023	3 条の 2 第 1 項	十 特定木造建築物の構造耐力上主要な部分である部材の材料若しくは構造の変更（変更後の建築材料（令第 46 条第 3 項の床組又は小屋ばり組に用いるもの及び同条第 4 項の壁又は筋かいに用いるものを除く。以下この号において同じ。）が変更前の建築材料と異なる変更及び前号に掲げる変更を除き、第十三号の表の左欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあっては、同表の右欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。）又は位置の変更（第八号に掲げる変更を除く。） 関連【特定木造建築物】規則 1 条の 3 第 1 項一号イ(2)⇒C1
----	-------------	--------------	--

建築士法

B10	P451 右段 023～043	3 条第 1 項	【一級建築士でなければならない設計又は工事監理】 第 3 条 次に掲げる建築物（建築基準法第 85 条第 1 項又は第 2 項に規定する応急仮設建築物を除く。以下この章において同じ。）を新築する場合においては、一級建築士でなければ、その設計又は工事監理をしてはならない。 ◆【仮設建築物に対する制限の緩和】 建築基準法 85 条 1 項、2 項⇒94 一 学校、病院、劇場、映画館、観覧場、公会堂、集会場（オーディトリウムを有しないものを除く。）又は百貨店の用途に供する建築物で、延べ面積が 500 m²を超えるもの 二 木造の建築物又は建築物の部分で、高さが 16m を超えるもの又は地階を除く階数が 4 以上であるもの 三 鉄筋コンクリート造、鉄骨造、石造、れんが造、コンクリートブロック造又は無筋コンクリート造の建築物又は建築物の部分で、延べ面積が 300 m²を超えるもの、高さが 16m を超えるもの又は地階を除く階数が 4 以上であるもの 四 延べ面積が 1,000 m²を超え、かつ、階数が 2 以上である建築物
-----	--------------------	----------	--

建設業法

B11	P511 右段 07 と 08 の間	20 条の 2	【工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知等】 第 20 条の 2 建設工事の注文者は、当該建設工事について、地盤の沈下その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、国土交通省令で定めるところにより、建設業者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならない。 ◆省令【工期等に影響を及ぼす事象】規則 13 条の 14 第 1 項⇒B14 2 建設業者は、その請け負う建設工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、国土交通省令で定めるところにより、注文者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならない。 ◆省令【工期等に影響を及ぼす事象】規則 13 条の 14 第 2 項⇒B14 3 前項の規定による通知をした建設業者は、同項の請負契約の締結後、当該通知に係る同項に規定する事象が発生した場合には、注文者に対して、第 19 条第 1 項第七号又は第八号の定めに従った工期の変更、工事内容の変更又は請負代金の額の変更についての協議を申し出ることができる。 4 前項の協議の申出を受けた注文者は、当該申出が根拠を欠く場合その他正当な理由がある場合を除き、誠実に当該協議に応ずるよう努めなければならない。
-----	-----------------------	---------	--

建設業法施行令

B12	P521 左段 032	28 条	【法第 26 条第 3 項第一号イの金額】 第 28 条 法第 26 条第 3 項第一号イの政令で定める金額は、1 億円とする。ただし、当該建設工事が建築一式工事である場合においては、2 億円とする。
B13	P521 右段 014	33 条、34 条	【法第 26 条の 5 第 1 項第二号の金額】 第 33 条 法第 26 条の 5 第 1 項第二号の政令で定める金額は、1 億円とする。ただし、当該建設工事が建築一式工事である場合においては、2 億円とする。 【営業所技術者等が主任技術者又は監理技術者の職務を兼ねることができる工事現場の数】 第 34 条 法第 26 条の 5 第 2 項の政令で定める数は、1 とする。

建設業法施行規則

B14	P521 右段 014	建設業法施行規則 13 条の 14	建設業法施行規則 【工期等に影響を及ぼす事象】 第 13 条の 14 法第 20 条の 2 第 1 項の国土交通省令で定める事象は、次に掲げる事象とする。 一 地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する事象 二 騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象 2 法第 20 条の 2 第 2 項の国土交通省令で定める事象は、次に掲げる事象であって天災その他不可抗力により生じるものとする。 一 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰 二 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰
-----	-------------	----------------------	--

建築基準法施行規則（抄）

昭和 25 年 11 月 16 日建設省令第 40 号
最終改正：令和 6 年 3 月 29 日国土交通省令第 26 号

【建築基準適合判定資格者検定の受検申込書】

第1条 建築基準適合判定資格者検定（指定建築基準適合判定資格者検定機関が建築基準適合判定資格者検定事務を行うものを除く。）を受けようとする者は、別記第1号様式による受検申込書に申請前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦の長さ4.5cm、横の長さ3.5cmの写真（以下「受検申込用写真」という。）を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

2 指定建築基準適合判定資格者検定機関が建築基準適合判定資格者検定を受けようとする者は、前項の受検申込書に受検申込用写真を添え、指定建築基準適合判定資格者検定機関の定めるところにより、これを指定建築基準適合判定資格者検定機関に提出しなければならない。

【受検者の不正行為に対する報告】

第1条の2 指定建築基準適合判定資格者検定機関は、建築基準法（以下「法」という。）第5条の2第2項の規定により法第5条第9項に規定する国土交通大臣の職権を行ったときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 不正行為者の氏名、住所及び生年月日
- 二 不正行為に係る検定の年月日及び検定地
- 三 不正行為の事実
- 四 処分内容及び年月日
- 五 その他参考事項

【構造計算適合判定資格者検定の受検申込書】

第1条の2の2 構造計算適合判定資格者検定（指定構造計算適合判定資格者検定機関が構造計算適合判定資格者検定事務を行うものを除く。）を受けようとする者は、別記第1号の2様式による受検申込書に受検申込用写真を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

【準用】

第1条の2の3 第1条第2項の規定は指定構造計算適合判定資格者検定機関が構造計算適合判定資格者検定事務を行う構造計算適合判定資格者検定を受けようとする者に、第1条の2の規定

は指定構造計算適合判定資格者検定機関が法第5条の5第2項において読み替えて準用する法第5条の2第2項の規定により法第5条の4第5項において準用する法第5条第9項に規定する国土交通大臣の職権を行ったときについて準用する。この場合において、第1条第2項中「前項」とあるのは、「第1条の2の2」と読み替えるものとする。

【確認申請書の様式】

第1条の3 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。第4項において同じ。）の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表1の(イ)項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表2の(23)項の(3)欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の(28)項の(3)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(29)項の(3)欄に掲げる日影図と、表1の(3)項に掲げる2面以上の立面図又は2面以上の断面図は、表2の(28)項の(3)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の2面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の2面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の2面以上の立面図又は同表の(45)項の(3)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

- 一 別記第2号様式による正本1通及び副本1通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあっては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。）。

イ 次の表1の各項に掲げる図書（次の(1)から(3)までに掲げる場合にあっては、当該(1)から(3)までに掲げる図書を除く。）

- (1) 用途変更の場合 次の表1の(4)項に掲げる図書
- (2) 確認に係る建築物又は建築物の部分が木造の建築物（法第6条第1項に規定する建築基準法令の規定（国土交通大臣が定めるものを除く。）に定めるところによる構造計算によって安全性を確かめたものを除く。以下この項及び第3条の2第1項第十号において「特定木造建築物」

第1条の3 ●建築基準法施行規則（抄）

という。）又はその部分である場合
次の表1の(ハ)項に掲げる図書のうち基礎
伏図、各階床伏図及び小屋伏図

- (3) 確認に係る建築物又は建築物の部分が国
土交通大臣があらかじめ安全であると認
定した構造の建築物又はその部分である
場合（当該認定に係る認定書の写しを添
えた場合に限る。） 次の表1の(ハ)項に
掲げる図書のうち国土交通大臣が指定し
たもの

□ 申請に係る建築物が次の(1)から(3)までに掲
げる建築物である場合にあっては、それぞ
れ当該(1)から(3)までに定める図書及び書類

- (1) 次の表2の各項の(イ)欄並びに表5の(2)項
及び(3)項の(イ)欄に掲げる建築物 それ
ぞれ表2の各項の(ロ)欄に掲げる図書並び
に表5の(2)項の(ロ)欄に掲げる計算書及び
同表の(3)項の(ロ)欄に掲げる図書（用途変
更の場合においては表2の(1)項の(ロ)欄に
掲げる図書を、国土交通大臣があらかじめ
安全であると認定した構造の建築物又は
その部分に係る場合で当該認定に係る
認定書の写しを添えたものにおいては表
2の(1)項の(ロ)欄に掲げる図書、表5の(1)
項及び(4)項から(6)項までの(ロ)欄に掲
げる計算書並びに同表の(3)項の(ロ)欄に
掲げる図書のうち国土交通大臣が指定したも
のを、(2)の認定を受けた構造の建築物又は
その部分に係る場合においては同表の(2)
項の(ロ)欄に掲げる計算書を除く。）

- (2) 次の(i)及び(ii)に掲げる建築物（用途変
更をする建築物を除く。） それぞれ当
該(i)及び(ii)に定める図書（国土交通大臣
があらかじめ安全であると認定した構造
の建築物又はその部分に係る場合におい
ては、当該認定に係る認定書の写し及び
当該構造であることを確かめることがで
きるものとして国土交通大臣が指定した
構造計算の計算書）。ただし、(i)及び(ii)
に掲げる建築物について法第20条第1
項第二号イ及び第三号イの認定を受けた
プログラムによる構造計算によって安全
性を確かめた場合は、当該認定に係る認
定書の写し、当該プログラムによる構造
計算を行うときに電子計算機（入出力装

置を含む。以下同じ。）に入力した構造
設計の条件並びに構造計算の過程及び
結果に係る情報を記録した電磁的記録媒
体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方
式その他の知覚によっては認識するこ
とができない方式で作られる記録であっ
て、電子計算機による情報処理の用に供
されるものをいう。第3条の22第1項及
び第2項において同じ。）に係る記録媒
体をいう。以下同じ。）並びに(i)及び(ii)
に定める図書のうち国土交通大臣が指定
したものををもって代えることができる。

- (i) 次の表3の各項の(イ)欄左段（(2)項に
あっては(イ)欄）に掲げる建築物 当
該各項の(ロ)欄に掲げる構造計算書
(ii) 建築基準法施行令（以下「令」という。）
第81条第2項第一号イ若しくはロ又
は同項第二号イ又は同条第3項に規定
する国土交通大臣が定める基準に従っ
た構造計算により安全性を確かめた建
築物 次の表3の各項の(ロ)欄に掲
げる構造計算書に準ずるものとして国土
交通大臣が定めるもの

(3) 次の表4の各項の(イ)欄に掲げる建築物

当該各項に掲げる書類（建築主事又
は建築副主事（以下「建築主事等」とい
う。）が、当該書類を有していないこと
その他の理由により、提出を求める場合
に限る。）

- 二 別記第3号様式による建築計画概要書
三 代理者によって確認の申請を行う場合にあ
つては、当該代理者に委任することを証する書
類（以下「委任状」という。）又はその写し
四 申請に係る建築物が一級建築士、二級建築士
又は木造建築士（第4項第四号、第3条第3
項第四号及び第3条の7第1項第四号におい
て「建築士」という。）により構造計算によ
ってその安全性を確かめられたものである場合
（建築士法（昭和25年法律第202号）第20条の2の規
定の適用がある場合を除く。第4項第四号、
第3条第3項第四号及び第3条の7第1項第
四号において同じ。）にあっては、同法第20
条第2項に規定する証明書（構造計算書を除
く。第4項第四号、第3条第3項第四号及び
第3条の7第1項第四号において単に「証明
書」という。）の写し

1

	図書の種類	明示すべき事項
(イ)	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺及び方位
		敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別
		延焼のおそれのある部分
		防火上有効な公園、広場、川その他の空地又は水面、耐火構造の壁その他これらに類するものの位置
		擁壁の設置その他安全上適当な措置
		土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請に係る建築物の各部分の高さ
		敷地の接する道路の位置、幅員及び種類
		下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設の位置及び排出経路又は処理経路
	各階平面図	縮尺及び方位
		間取、各室の用途及び床面積
		壁及び筋かいの位置及び種類
		通し柱及び開口部の位置
		延焼のおそれのある部分の外壁の位置及び構造
		申請に係る建築物が法第3条第2項の規定により法第28条の2（令第137条の4の2に規定する基準に係る部分に限る。）の規定の適用を受けない建築物である場合であって当該建築物について増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この項において「増築等」という。）をしようとするときにあっては、当該増築等に係る部分以外の部分について行う令第137条の4の3第三号に規定する措置
	床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
(ロ)	2面以上の立面図	縮尺
		開口部の位置
		延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造
	2面以上の断面図	縮尺
		地盤面
		各階の床及び天井（天井のない場合は、屋根）の高さ、軒及びひさしの出並びに建築物の各部分の高さ
	地盤面算定表	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ
		地盤面を算定するための算式
(ハ)	基礎伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種類及び寸法
	各階床伏図	
	小屋伏図	
	構造詳細図	

2

	(イ)		(ロ)	
			図書の種類	明示すべき事項
(1)	法第20条の規定が適用される建築物	令第3章第2節の規定が適用される建築物（特定木造建築物に限る。） 【令第3章第2節（構造部材等）⇒155】	各階平面図	屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの種別、位置及び寸法
			2面以上の立面図	
			2面以上の断面図	
			仕様表	基礎の構造方法、寸法並びに材料の種類及び寸法
			構造詳細図	屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの取付け部分の構造方法
			使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分で特に腐食、腐朽又は摩損のおそれのあるものに用いる材料の腐食、腐朽若しくは摩損のおそれの程度又はさび止め、防錆若しくは摩損防止のための措置

第 1 条の 3

●建築基準法施行規則（抄）

			特定天井(令第39条第3項に規定する特定天井をいう。以下同じ。) で特に腐食、腐朽その他の劣化のおそれのあるものに用いる材料 の腐食、腐朽その他の劣化のおそれの程度又はさび止め、防腐そ の他の劣化防止のための措置
	基礎・地盤説明書	支持地盤の種別及び位置	
		基礎の種類	
		基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置	
		基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出方法	
		木ぐい及び常水面の位置	
	施工方法等計画書	打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいの打撃力等に対す る構造耐力上の安全性を確保するための措置	
	令第38条第3項若しくは第 4項又は令第39条第2項若 しくは第3項の規定に適合 することの確認に必要な図 書	令第38条第3項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事 項	
		令第38条第4項の構造計算の結果及びその算出方法	
		令第39条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事 項	
		令第39条第3項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事 項	
令第3章第2節の 規定が適用される 建築物(特定木造 建築物を除く。) ■令3章2節(構造 部材等)⇒155	各階平面図	屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の 部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの 種別、位置及び寸法	
	2面以上の立面図		
	2面以上の断面図		
	基礎伏図	基礎の配置、構造方法、寸法並びに材料の種別及び寸法	
	構造詳細図	屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の 部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの 取付け部分の構造方法	
	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分で特に腐食、腐朽又は摩損のおそれのある ものに用いる材料の腐食、腐朽若しくは摩損のおそれの程度又は さび止め、防腐若しくは摩損防止のための措置	
		特定天井で特に腐食、腐朽その他の劣化のおそれのあるものに用 いる材料の腐食、腐朽その他の劣化のおそれの程度又はさび止 め、防腐その他の劣化防止のための措置	
	基礎・地盤説明書	支持地盤の種別及び位置	
		基礎の種類	
		基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置	
		基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出方法	
		木ぐい及び常水面の位置	
	施工方法等計画書	打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいの打撃力等に対す る構造耐力上の安全性を確保するための措置	
	令第38条第3項若しくは第 4項又は令第39条第2項若 しくは第3項の規定に適合 することの確認に必要な図 書	令第38条第3項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事 項	
		令第38条第4項の構造計算の結果及びその算出方法	
		令第39条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事 項	
		令第39条第3項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事 項	
令第3章第3節の 規定が適用される 建築物(特定木造 建築物に限る。) ■令3章3節(木造) ⇒155	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部 の位置、形状及び寸法	
	2面以上の立面図		
	2面以上の断面図		
	仕様表	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。の)の寸法、構造 方法及び材料の種別並びに開口部の形状及び寸法	
	構造詳細図	屋根ふき材の種別	
		柱の有効細長比	

		構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法
		構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の構造方法
		外壁のうち、軸組が腐りやすい構造である部分の下地
		構造耐力上主要な部分である部材の地面から 1 m 以内の部分の防腐又は防蟻措置
	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質
令第 3 章第 3 節の規定が適用される建築物(特定木造建築物を除く。) 【令 3 章 3 節〔木造〕⇒155】	令第 40 条ただし書、令第 42 条第 1 項第二号若しくは第 3 号、令第 43 条第 1 項若しくは第 2 項ただし書、令第 46 条第 3 項本文若しくは第 4 項又は令第 47 条第 1 項の規定に適合することの確認に必要な図書	令第 40 条ただし書に規定する用途又は規模への適合性審査に必要な事項
		令第 42 条第 1 項第二号に規定する基準への適合性審査に必要な事項
		令第 42 条第 1 項第三号に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
		令第 42 条第 1 項第三号に規定する方法による検証内容
		令第 43 条第 1 項の規定に適合することを確認するために必要な事項
		令第 43 条第 2 項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法
		令第 46 条第 3 項本文に規定する基準への適合性審査に必要な事項
		令第 46 条第 4 項に規定する基準への適合性審査に必要な事項
		令第 47 条第 1 項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
	各階平面図 2 面以上の立面図 2 面以上の断面図 基礎伏図 各階床伏図 小屋伏図 2 面以上の軸組図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
		構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
	構造詳細図 使用構造材料一覧表 令第 40 条ただし書、令第 42 条第 1 項第二号若しくは第 3 号、令第 43 条第 1 項若しくは第 2 項ただし書、令第 46 条第 2 項第一号イ若しくはハ、第 3 項若しくは第 4 項又は令第 47 条第 1 項の規定に適合することの確認に必要な図書	屋根ふき材の種別
		柱の有効細長比
		構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法
		構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の構造方法
		外壁のうち、軸組が腐りやすい構造である部分の下地
		構造耐力上主要な部分である部材の地面から 1 m 以内の部分の防腐又は防蟻措置
		構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質
		令第 40 条ただし書に規定する用途又は規模への適合性審査に必要な事項
		令第 42 条第 1 項第二号に規定する基準への適合性審査に必要な事項
		令第 42 条第 1 項第三号に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
		令第 42 条第 1 項第三号に規定する方法による検証内容
		令第 43 条第 1 項の規定に適合することを確認するために必要な事項
		令第 43 条第 2 項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法
		令第 46 条第 2 項第一号イに規定する基準への適合性審査に必要な事項
		令第 46 条第 2 項第一号ハの構造計算の結果及びその算出方法

第 1 条の 3

● 建築基準法施行規則（抄）

			令第46条第 3 項本文に規定する基準への適合性審査に必要な事項
			令第46条第 3 項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法
			令第46条第 4 項に規定する基準への適合性審査に必要な事項
			令第47条第 1 項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項

(85 の2)	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第10条第1項の規定が適用される建築物（同法第11条第1項又は第2項（これらの規定を同法第14条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受ける建築物及び法第6条の4第1項第三号に掲げる建築物を除く。）	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第一号又は第2項の規定が適用される建築物	設計内容説明書	建築物（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする建築物の部分）が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第一号イ又はロに掲げる基準に適合するものであることの説明	
			配置図	空気調和設備等及び空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備（以下この項において「エネルギー消費性能確保設備」という。）の位置	
			仕様書（仕上げ表を含む。）	部材の種別及び寸法	
				エネルギー消費性能確保設備の種別	
			各階平面図	各室の名称及び天井の高さ	
				開口部の構造	
				エネルギー消費性能確保設備の位置	
			用途別床面積表	用途別の床面積	
			立面図	外壁の位置	
				エネルギー消費性能確保設備の位置	
			断面図又は矩計図	外壁及び屋根の構造	
				小屋裏の構造	
				各階の天井の構造	
				床、床下及び基礎の構造	
			各部詳細図	縮尺	
				外壁、開口部、床、屋根その他断熱性を有する部分の材料の種別及び寸法	
			機器表	空気調和設備	空気調和設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
				空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
				照明設備	照明設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
				給湯設備	給湯器の種別、位置、仕様、数及び制御方法
					太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
					節湯器具の種別、位置及び数
				空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
		建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第二号イただし書の国土交通大臣が定める基準が適用される建築物	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第二号イただし書の国土交通大臣が定める基準に適合することの確認に必要な図書	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第二号イただし書の国土交通大臣が定める基準に関する事項	

第 1 条の 3

●建築基準法施行規則（抄）

	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 2 条第 1 項第二号の規定が適用される建築物	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 2 条第 1 項第二号の規定に適合することの確認に必要な図書	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 2 条第 1 項第二号の規定に適合していること
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 2 条第 1 項第三号の規定が適用される建築物	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 2 条第 1 項第三号の規定に適合することの確認に必要な図書	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 2 条第 1 項第三号の規定に適合していること

建築物のエネルギー消費性能の 向上等に関する法律(抄)

【目次】

第1章 総則

第1条[目的]	871
第2条[定義]	871

第2章 基本方針等

第3条[基本方針]	871
第4条[国の責務]	872
第5条[地方公共団体の責務]	872
第6条[建築主等及び建築士の努力]	872
第7条[建築物に係る指導及び助言]	872
第8条[建築物の設計等に係る指導及び助言]	872
第9条[建築材料に係る指導及び助言]	872

第3章 建築主が講ずべき措置等

第1節 建築主の基準適合義務等

第10条[建築主の基準適合義務]	872
第11条[建築物エネルギー消費性能適合性判定]	873
第12条[国等に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する手続の特例]	874
第13条[基準適合命令等]	875
第14条[登録建築物エネルギー消費性能判定機関による建築物エネルギー消費性能適合性判定の実施]	875
第15条[報告、検査等]	875
第16条[特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定]	877
第17条[審査のための評価]	877
第18条[認定を受けた特殊の構造又は設備を用いる建築物に関する特例]	877
第19条[手数料]	877
第20条[適用除外]	877

第2節 分譲型一戸建て規格住宅及び分譲型規格共同住宅等に係る措置

第21条[特定一戸建て住宅建築主及び特定共同住宅等建築主の努力]	878
第22条[分譲型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上に関する基準]	878
第23条[特定一戸建て住宅建築主等に対する勧告及び命令等]	878

第3節 請負型一戸建て規格住宅及び請負型規格共同住宅等に係る措置

第24条[特定一戸建て住宅建設工事業者及び特定共同住宅等建設工事業者の努力]	879
第25条[請負型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上に関する基準]	879
第26条[特定一戸建て住宅建設工事業者等に対する勧告及び命令等]	879

第4章 販売事業者等による建築物の販売等に係る措置

第27条[販売事業者等の表示]	880
第28条[販売事業者等に対する勧告及び命令等]	880

第5章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等

第29条[建築物エネルギー消費性能向上計画の認定]	880
第30条[建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準等]	881
第31条[建築物エネルギー消費性能向上計画の変更]	882
第32条[認定建築主に対する報告の徴収]	882
第33条[認定建築主に対する改善命令]	882
第34条[建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消し]	882
第35条[認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の容積率の特例]	882

第7章 建築物再生可能エネルギー利用促進区域における措置

第60条[建築物再生可能エネルギー利用促進区域]	883
第61条[建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建築物の建築主等への支援]	884
第62条[建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建築主の努力]	884
第63条[建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建築物に設置することができる再生可能エネルギー利用設備に係る説明]	884
第64条[建築基準法の特例]	884

建築物のエネルギー消費性能の 向上等に関する法律施行令(抄)

【目次】

第1条[空気調和設備等]	886
第2条[都道府県知事が所管行政庁となる建築物]	886
第3条[エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ない建築物の建築の規模]	887
第4条[適用除外]	887
第5条[特定一戸建て住宅建築主等の新築する分譲型一戸建て規格住宅の戸数等]	888
第6条[特定一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅の戸数等]	888
第7条[認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の容積率の特例に係る床面積]	888

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行期日を定める政令

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行期日を定める政令

建築物のエネルギー消費性能の 向上等に関する法律施行規則(抄)

【目次】

第1章 建築士の努力義務

第1条[建築士の努力義務]	000
---------------	-----

第2章 建築主の基準適合義務等

第2条[建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為]	000
第5条[建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更]	889

第3章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等

第25条[建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更]	891
第26条[建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請]	891

第5章 建築物再生可能エネルギー利用促進区域における措置

第76条[再生可能エネルギー利用設備]	891
第77条[建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建築物に設置することができる再生可能エネルギー利用設備に係る説明]	892
第78条[書面の記載事項]	892
第79条[説明を要しない旨の意思の表明]	892
第80条[書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾等]	892
第81条[電磁的方法]	892

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(抄)

【目次】

第1章 建築物エネルギー消費性能基準

第1条[建築物エネルギー消費性能基準]	894
第2条[非住宅部分に係る設計一次エネルギー消費量]	895
第3条[非住宅部分に係る基準一次エネルギー消費量]	896
第4条[住宅部分の設計一次エネルギー消費量]	896
第5条[住宅部分の基準一次エネルギー消費量]	897
第6条[複合建築物の設計一次エネルギー消費量]	897
第7条[複合建築物の基準一次エネルギー消費量]	897

第2章 特定一戸建て住宅建築主等の新築する分譲型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準

第8条[特定一戸建て住宅建築主等の新築する分譲型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準]	898
第9条[特定一戸建て住宅建築主基準一次エネルギー消費量等]	898

第2章の2 特定一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準

第9条の2[特定一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準]	899
第9条の3[特定一戸建て住宅建設工事業者基準一次エネルギー消費量等]	900

第3章 建築物エネルギー消費性能誘導基準

第10条[建築物エネルギー消費性能誘導基準]	901
第11条[非住宅部分に係る誘導設計一次エネルギー消費量]	902
第12条[非住宅部分に係る誘導基準一次エネルギー消費量]	903
第13条[住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量]	903
第14条[住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量]	903
第15条[複合建築物の誘導設計一次エネルギー消費量]	904
第16条[複合建築物の誘導基準一次エネルギー消費量]	904

附則

第2条[経過措置]	904
第3条	904

別表第1(第3条関係)	905
-------------	-----

別表第2(第10条関係)	906
--------------	-----

別表第3(第12条関係)	906
--------------	-----

建築物のエネルギー消費性能の向上等
に関する法律（抄）

平成 27 年 7 月 8 日法律第 53 号

最終改正：令和 6 年 6 月 19 日法律第 53 号

第1章 総則

【目的】

第1条 この法律は、社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上及び建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進（以下「建築物のエネルギー消費性能の向上等」という。）に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確保するための措置、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定その他の措置を講ずることにより、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）と相まって、建築物のエネルギー消費性能の向上等を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

【定義】

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第一号に規定する建築物をいう。
- 二 エネルギー消費性能 建築物の一定の条件での使用に際し消費されるエネルギー（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第2条第1項に規定するエネルギーをいい、建築物に設ける空気調和設備その他の政令で定める建築設備（第6条第2項及び第29条第3項において「空気調和設備等」という。）において消費されるものに限る。）の量を基礎として評価される性能をいう。

政令【空気調和設備等】令1条⇒24

- 三 建築物エネルギー消費性能基準 建築物の備えるべきエネルギー消費性能の確保のために必要な建築物の構造及び設備に関する経済産業省令・国土交通省令で定める基準をいう。

省令【建築物エネルギー消費性能基準】省令1条⇒29

- 四 建築主等 建築主（建築物に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。以下同じ。）又は建築物の所有者、管理者若しくは占有者をいう。

- 五 所管行政庁 建築基準法の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域については市町村長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法第97条の2第1項若しくは第2項又は第97条の3第1項若しくは第2項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

政令【都道府県知事が所管行政庁となる建築物】

令2条⇒24

- 2 地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、建築物エネルギー消費性能基準のみによっては建築物のエネルギー消費性能の確保を図ることが困難であると認める場合においては、条例で、建築物エネルギー消費性能基準に必要な事項を付加することができる。

第2章 基本方針等

【基本方針】

- 第3条 国土交通大臣は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する基本的な方針（以下この条、第30条第1項第二号及び第60条第1項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物のエネルギー消費性能の向上等の意義及び目標に関する事項
- 二 建築物のエネルギー消費性能の向上等のための施策に関する基本的な事項
- 三 建築物のエネルギー消費性能の向上等のために建築主等が講ずべき措置に関する基本的な事項
- 四 第60条第1項に規定する促進計画に関する基本的な事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する重要事項

第4条 ●建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（抄）

3 基本方針は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第3条第1項に規定する基本方針との調和が保たれたものでなければならない。

4 国土交通大臣は、基本方針を定めようとするときは、経済産業大臣に協議しなければならない。

5 国土交通大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本方針の変更について準用する。

【国の責務】

第4条 国は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、地方公共団体が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する施策を円滑に実施することができるよう、地方公共団体に対し、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

3 国は、建築物のエネルギー消費性能の向上等を促進するために必要な財政上、金融上及び税制上の措置を講ずるよう努めなければならない。

4 国は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する研究、技術の開発及び普及、人材の育成その他の建築物のエネルギー消費性能の向上等を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 国は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

【地方公共団体の責務】

第5条 地方公共団体は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その地方公共団体の区域の実情に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

【建築主等及び建築士の努力】

第6条 建築主は、その建築（建築物の新築、増築又は改築をいう。以下同じ。）をしようとする建築物について、エネルギー消費性能の一層の向上（建築物エネルギー消費性能基準（第2条第2項の条例で付加した事項を含む。次章第1節において同じ。）に適合する建築物において

確保されるエネルギー消費性能を超えるエネルギー消費性能を当該建築物において確保することをいう。）を図るよう努めなければならない。

【次章第1節 法10条～20条⇒13

2 建築主は、その修繕等（建築物の修繕若しくは模様替、建築物への空調設備等の設置又は建築物に設けた空調設備等の改修をいう。次項、第29条第1項及び第62条において同じ。）をしようとする建築物について、建築物の所有者、管理者又は占有者は、その所有し、管理し、又は占有する建築物について、エネルギー消費性能の向上を図るよう努めなければならない。

3 建築士は、建築物の建築又は修繕等に係る設計を行うときは、国土交通省令で定めるところにより、当該設計の委託をした建築主に対し、当該設計に係る建築物のエネルギー消費性能その他建築物のエネルギー消費性能の向上に資する事項について説明するよう努めなければならない。

【省令【建築士の努力義務】規則 1条⇒26

【建築物に係る指導及び助言】

第7条 所管行政庁は、建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要があると認めるときは、建築主等に対し、建築物の設計、施工及び維持保全に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

【建築物の設計等に係る指導及び助言】

第8条 国土交通大臣は、建築物エネルギー消費性能の向上のため特に必要があると認めるときは、建築物の設計又は施工を行う事業者に対し、建築物のエネルギー消費性能の向上及び建築物のエネルギー消費性能の表示について必要な指導及び助言をすることができる。

【建築材料に係る指導及び助言】

第9条 経済産業大臣は、建築物エネルギー消費性能の向上のため特に必要があると認めるときは、建築物の直接外気に接する屋根、壁又は床（これらに設ける窓その他の開口部を含む。）を通しての熱の損失の防止の用に供される建築材料の製造、加工又は輸入を行う事業者に対し、当該建築材料の断熱性に係る品質の向上及び当該品質の表示について必要な指導及び助言をすることができる。

第3章 建築主が講ずべき措置等

第1節 建築主の基準適合義務等

【建築主の基準適合義務】

第10条 建築主は、建築物の建築（エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ないものとして政令で定める規模以下のものを除く。）をしようとするときは、当該建築物（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする建築物の部分）を建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない。

政令【エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ない建築物の建築の規模】令3条⇒24

- 2 前項の規定は、建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定とみなす。ただし、同法第6条の4第1項第三号に掲げる建築物の建築をする場合における同法第6条第1項、第4項若しくは第7項若しくは第6条の2第1項、第4項若しくは第6項の規定又は同法第18条第3項、第4項、第15項、第16項若しくは第19項の規定の適用及び同法第7条の5に規定する同号に掲げる建築物の建築の工事をする場合における同法第7条第4項若しくは第5項、第7条の2第1項、第5項若しくは第7項、第7条の3第4項、第5項若しくは第7項若しくは第7条の4第1項、第3項若しくは第7項の規定又は同法第18条第21項から第23項まで、第26項、第29項、第30項、第32項、第34項若しくは第37項の規定の適用については、この限りでない。

【建築物エネルギー消費性能適合性判定】

第11条 建築主は、前条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の建築（建築基準法第6条の4第1項第三号に掲げる建築物の建築に該当するものを除く。以下この項並びに次条第1項及び第2項において「特定建築行為」という。）であって、同法第6条第1項の規定による確認を要するもの（以下この条において「要確認特定建築行為」という。）をしようとするときは、その工事に着手する前に、建築物エネルギー消費性能確保計画（特定建築行為に係る建築物（増築

又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする建築物の部分）のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画をいう。以下この条及び次条において同じ。）を提出して所管行政庁の建築物エネルギー消費性能適合性判定（建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの判定をいう。以下同じ。）を受けなければならない。ただし、要確認特定建築行為が、建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易なものとして国土交通省令で定める特定建築行為である場合は、この限りでない。

省令【建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為】規則2条⇒26

関連【登録建築物エネルギー消費性能判定機関】法14条⇒15

- 2 建築主は、前項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして要確認特定建築行為をしようとするときは、その工事に着手する前に、その変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出して所管行政庁の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない。この場合には、同項ただし書の規定を準用する。

省令【建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更】規則5条⇒26

- 3 所管行政庁は、前2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた場合においては、その提出を受けた日から14日以内に、当該提出に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の結果を記載した通知書を当該提出者に交付しなければならない。
- 4 所管行政庁は、前項の場合において、同項の期間内に当該提出者に同項の通知書を交付することができない合理的な理由があるときは、28日の範囲内において、同項の期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を同項の期間内に当該提出者に交付しなければならない。
- 5 所管行政庁は、第3項の場合において、建築物エネルギー消費性能確保計画の記載によっては当該建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうか

第12条 ●建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（抄）

を決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を同項の期間（前項の規定によりその期間を延長した場合にあっては、当該延長後の期間）内に当該提出者に交付しなければならない。

6 建築主は、第3項の規定により交付を受けた通知書が適合判定通知書（当該建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであると判定された旨が記載された通知書をいう。以下同じ。）である場合においては、当該要確認特定建築行為に係る建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認をする建築主若しくは建築副主事又は指定確認検査機関（同法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関をいう。以下同じ。）に、当該適合判定通知書又はその写しを提出しなければならない。ただし、当該要確認特定建築行為に係る建築物の計画（同法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請に係る建築物の計画をいう。次項及び第8項において同じ。）について同法第6条第7項又は第6条の2第4項の通知書の交付を受けた場合は、この限りでない。

7 前項の場合において、要確認特定建築行為に係る建築物の計画が建築基準法第6条第1項の規定による建築主事又は建築副主事の確認に係るものであるときは、前項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出は、同条第4項の期間（同条第6項の規定によりその期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間）の末日の3日前までにしなければならない。

8 建築主事又は建築副主事は、建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書を受理した場合において、指定確認検査機関は、同法第6条の2第1項の規定による確認の申請を受けた場合において、建築物の計画が要確認特定建築行為（第1項ただし書に規定する国土交通省令で定める特定建築行為であるものを除く。）に係るものであるときは、建築主から第6項の適合判定通知書又はその写しの提出を受けた場合に限り、同法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認をすることができる。

【省令】建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為【規則2条⇒26

【関連】建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準等【

法30条8項⇒20

9 建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類及び第3項から第5項までの通知書の様式は、国土交通省令で定める。

【国等に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する手続の特例】

第12条 国、都道府県又は建築主事又は建築副主事を置く市町村（以下この条及び次条第2項において「国等」という。）の機関の長が行う特定建築行為については、前条の規定は、適用しない。この場合においては、次項から第9項までの規定に定めるところによる。

2 国等の機関の長は、特定建築行為であって、建築基準法第18条第2項の規定による通知を要するもの（以下この条において「要通知特定建築行為」という。）をしようとするときは、その工事に着手する前に、建築物エネルギー消費性能確保計画を所管行政庁に通知し、建築物エネルギー消費性能適合性判定を求めなければならない。ただし、要通知特定建築行為が、建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易なものとして国土交通省令で定める特定建築行為である場合は、この限りでない。

【省令】建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為【規則2条⇒26

3 国等の機関の長は、前項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして要通知特定建築行為をしようとするときは、その工事に着手する前に、その変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を所管行政庁に通知し、建築物エネルギー消費性能適合性判定を求めなければならない。この場合には、同項ただし書の規定を準用する。

4 所管行政庁は、前2項の規定による通知を受けた場合においては、その通知を受けた日から14日以内に、当該通知に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の結果を記載した通知書を当該通知をした国等の機関の長に交付しなければならない。

5 所管行政庁は、前項の場合において、同項の期間内に当該通知をした国等の機関の長に同項の通知書を交付することができない合理的な理由があるときは、28日の範囲内において、同項

の期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を同項の期間内に当該通知をした国等の機関の長に交付しなければならない。

- 6 所管行政庁は、第4項の場合において、第2項又は第3項の規定による通知の記載によっては当該建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を第4項の期間（前項の規定によりその期間を延長した場合にあっては、当該延長後の期間）内に当該通知をした国等の機関の長に交付しなければならない。
- 7 国等の機関の長は、第4項の規定により交付を受けた通知書が適合判定通知書である場合においては、当該要通知特定建築行為に係る建築基準法第18条第3項又は第4項の規定による審査をする建築主事若しくは建築副主事又は指定確認検査機関に、当該適合判定通知書又はその写しを提出しなければならない。ただし、当該要通知特定建築行為に係る建築物の計画（同条第2項又は第4項の規定による通知に係る建築物の計画をいう。第9項において同じ。）について同条第15項又は第16項の通知書の交付を受けた場合は、この限りでない。
- 8 前項の場合において、同項の規定による適合判定通知書又はその写しの建築主事又は建築副主事への提出は、建築基準法第18条第3項の期間（同条第14項の規定によりその期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間）の末日の3日前までにしなければならない。
- 9 建築主事若しくは建築副主事又は指定確認検査機関は、建築基準法第18条第3項又は第4項の場合において、建築物の計画が要通知特定建築行為（第2項ただし書に規定する国土交通省令で定める特定建築行為であるものを除く。）に係るものであるときは、当該通知をした国等の機関の長から第7項の適合判定通知書又はその写しの提出を受けた場合に限り、同条第3項又は第4項の確認済証を交付することができる。

【省令】建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うこと

が比較的容易な特定建築行為】規則2条⇒26

【基準適合命令等】

- 第13条 所管行政庁は、第10条第1項の規定に違反している事実があると認めるときは、建築主に対し、相当の期限を定めて、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 2 国等の建築物については、前項の規定は、適用しない。この場合において、所管行政庁は、当該建築物が第10条第1項の規定に違反している事実があると認めるときは、直ちに、その旨を当該建築物に係る国等の機関の長に通知し、前項に規定する措置をとるべきことを要請しなければならない。

【登録建築物エネルギー消費性能判定機関による建築物エネルギー消費性能適合性判定の実施】

- 第14条 所管行政庁は、第36条から第39条までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）に、第11条第1項及び第2項並びに第12条第2項及び第3項の建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部又は一部を行わせることができる。
- 2 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う場合における第11条第1項から第5項まで及び第12条第2項から第6項までの規定の適用については、これらの規定中「所管行政庁」とあるのは「第14条第1項の登録を受けた者」と、第11条第2項及び第12条第3項中「同項ただし書」とあるのは「前項ただし書」とする。

【報告、検査等】

- 第15条 所管行政庁は、第13条又は前条の規定の施行に必要な限度において、建築主等に対し、第10条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、当該建築物若しくはその工事現場に立ち入り、当該建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第 16 条 ●建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（抄）

- 3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

【特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定】

第 16 条 建築主は、第 10 条第 1 項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の建築をしようとする場合において、当該建築物が特殊の構造又は設備を用いるため建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものであるときは、国土交通大臣に対し、当該建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨の認定を申請することができる。

- 2 前項の規定による申請をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通省令で定める事項を記載した申請書を提出して、これを行わなければならない。

- 3 国土交通大臣は、第 1 項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物と同等以上のエネルギー消費性能を有するものであると認めるときは、その旨の認定をすることができる。

- 4 国土交通大臣は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けた建築物の建築が行われる場所を管轄する所管行政庁に通知するものとする。

【審査のための評価】

第 17 条 国土交通大臣は、前条第 3 項の認定のための審査に当たっては、審査に係る特殊の構造又は設備を用いる建築物のエネルギー消費性能に関する評価（以下「評価」という。）であって、第 53 条から第 55 条までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録建築物エネルギー消費性能評価機関」という。）が行うものに基づきこれを行うものとする。

- 2 前条第 1 項の規定による申請をしようとする者は、登録建築物エネルギー消費性能評価機関が作成した当該申請に係る特殊の構造又は設備を用いる建築物のエネルギー消費性能に関する評価書を同条第 2 項の申請書に添えて、これを行わなければならない。この場合において、国土交通大臣は、当該評価書に基づき同条第 3 項の認定のための審査を行うものとする。

【認定を受けた特殊の構造又は設備を用いる建築物に関する特例】

第 18 条 第 16 条第 3 項の認定を受けた建築物は、建築物エネルギー消費性能基準に適合するものとみなす。

- 2 第 16 条第 1 項の特殊の構造又は設備を用いて建築物の建築をしようとする者が当該建築物について同条第 3 項の認定を受けたときは、当該建築物の建築のうち第 11 条第 1 項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならないものについては、同条第 3 項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、同条第 6 項から第 8 項までの規定を適用する。

【手数料】

第 19 条 第 16 条第 1 項の規定による申請をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

【適用除外】

第 20 条 この節の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

■この節 法10条～20条⇒13

- 一 居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空調設備を設ける必要がないものとして政令で定める用途に供する建築物

■政令[適用除外]令4条1項⇒24

- 二 法令又は条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置その他の措置がとられていることにより建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものである建築物

■政令[適用除外]令4条2項⇒24

- 三 仮設の建築物であって政令で定めるもの

■政令[適用除外]令4条3項⇒25

第 2 節 分譲型一戸建て規格住宅及び分譲型規格共同住宅等に係る措置

【特定一戸建て住宅建築主及び特定共同住宅等建築主の努力】

第 21 条 特定一戸建て住宅建築主（自らが定めた一戸建ての住宅の構造及び設備に関する規格に基づき一戸建ての住宅を新築し、これを分譲することを業として行う建築主であって、その 1

年間に新築する当該規格に基づく一戸建ての住宅（以下この項及び次条第1項において「分譲型一戸建て規格住宅」という。）の戸数が政令で定める数以上であるものをいう。同項において同じ。）は、第6条第1項及び第2項に定めるもののほか、その新築する分譲型一戸建て規格住宅を次条第1項に規定する基準に適合させるよう努めなければならない。

❑政令【特定一戸建て住宅建築主等の新築する分譲型一戸建て規格住宅の戸数等】令5条1項⇒25

- 2 特定共同住宅等建築主（自らが定めた共同住宅等（共同住宅又は長屋をいう。以下この項及び第24条第2項において同じ。）の構造及び設備に関する規格に基づき共同住宅等を新築し、これを分譲することを業として行う建築主であって、その1年間に新築する当該規格に基づく共同住宅等（以下この項及び次条第1項において「分譲型規格共同住宅等」という。）の住戸の数が政令で定める数以上であるものをいう。同項において同じ。）は、第6条第1項及び第2項に定めるもののほか、その新築する分譲型規格共同住宅等を次条第1項に規定する基準に適合させるよう努めなければならない。

❑政令【特定一戸建て住宅建築主等の新築する分譲型一戸建て規格住宅の戸数等】令5条2項⇒25

【分譲型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上に関する基準】

第22条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、経済産業省令・国土交通省令で、分譲型一戸建て規格住宅又は分譲型規格共同住宅等（以下この条及び次条において「分譲型一戸建て規格住宅等」という。）ごとに、特定一戸建て住宅建築主又は特定共同住宅等建築主（次項及び同条において「特定一戸建て住宅建築主等」という。）の新築する分譲型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上（建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物において確保されるエネルギー消費性能を超えるエネルギー消費性能を当該建築物において確保することをいう。以下同じ。）のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準を定めなければならない。

❑省令【分譲型一戸建て規格住宅等の構造及び設備に関する基準】省令8条⇒33

- 2 前項に規定する基準は、特定一戸建て住宅建築主等の新築する分譲型一戸建て規格住宅等のう

ちエネルギー消費性能が最も優れているものの当該エネルギー消費性能、分譲型一戸建て規格住宅等に関する技術開発の将来の見通しその他の事情を勘案して、建築物エネルギー消費性能基準に必要な事項を付加して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

【特定一戸建て住宅建築主等に対する勧告及び命令等】

第23条 国土交通大臣は、特定一戸建て住宅建築主等の新築する分譲型一戸建て規格住宅等につき、前条第1項に規定する基準に照らしてエネルギー消費性能の一層の向上を相当程度行う必要があると認めるときは、当該特定一戸建て住宅建築主等に対し、その目標を示して、その新築する分譲型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上を図るべき旨の勧告をすることができる。

- 2 国土交通大臣は、前項の勧告を受けた特定一戸建て住宅建築主等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 3 国土交通大臣は、第1項の勧告を受けた特定一戸建て住宅建築主等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、前条第1項に規定する基準に照らして特定一戸建て住宅建築主等が行うべきその新築する分譲型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上を著しく害すると認めるときは、社会資本整備審議会の意見を聴いて、当該特定一戸建て住宅建築主等に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 国土交通大臣は、前3項の規定の施行に必要な限度において、特定一戸建て住宅建築主等に対し、その新築する分譲型一戸建て規格住宅等に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定一戸建て住宅建築主等の事務所その他の事業場若しくは特定一戸建て住宅建築主等の新築する分譲型一戸建て規格住宅等若しくはその工事現場に立ち入り、特定一戸建て住宅建築主等の新築する分譲型一戸建て規格住宅等、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 第15条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第3節 請負型一戸建て規格住宅及び 請負型規格共同住宅等に係る措置

【特定一戸建て住宅建設工事業者及び特定共同住宅 等建設工事業者の努力】

第 24 条 特定一戸建て住宅建設工事業者（自らが定めた一戸建ての住宅の構造及び設備に関する規格に基づき一戸建ての住宅を新たに建設する工事を業として請け負う者であって、その1年間に新たに建設する当該規格に基づく一戸建ての住宅（以下この項及び次条第1項において「請負型一戸建て規格住宅」という。）の戸数が政令で定める数以上であるものをいう。同項において同じ。）は、その新たに建設する請負型一戸建て規格住宅を同項に規定する基準に適合させるよう努めなければならない。

❑政令【特定一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建設する
請負型一戸建て規格住宅の戸数等】令6条1項⇒25

2 特定共同住宅等建設工事業者（自らが定めた共同住宅等の構造及び設備に関する規格に基づき共同住宅等を新たに建設する工事を業として請け負う者であって、その1年間に新たに建設する当該規格に基づく共同住宅等（以下この項及び次条第1項において「請負型規格共同住宅等」という。）の住戸の数が政令で定める数以上であるものをいう。同項において同じ。）は、その新たに建設する請負型規格共同住宅等を同項に規定する基準に適合させるよう努めなければならない。

❑政令【特定一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建設する
請負型一戸建て規格住宅の戸数等】令6条2項⇒25

【請負型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能 の一層の向上に関する基準】

第 25 条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、経済産業省令・国土交通省令で、請負型一戸建て規格住宅又は請負型規格共同住宅等（以下この条及び次条において「請負型一戸建て規格住宅等」という。）ごとに、特定一戸建て住宅建設工事業者又は特定共同住宅等建設工事業者（次項及び同条において「特定一戸建て住宅建設工事業者等」という。）の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準を定めなければならない。

❑省令【請負型一戸建て規格住宅等の構造及び

設備に関する基準】省令9条の2⇒34

2 前項に規定する基準は、特定一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等のうちエネルギー消費性能が最も優れているものの当該エネルギー消費性能、請負型一戸建て規格住宅等に関する技術開発の将来の見通しその他の事情を勘案して、建築物エネルギー消費性能基準に必要な事項を付加して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

【特定一戸建て住宅建設工事業者等に対する勧告及び命令等】

第 26 条 国土交通大臣は、特定一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等につき、前条第1項に規定する基準に照らしてエネルギー消費性能の一層の向上を相当程度行う必要があると認めるときは、当該特定一戸建て住宅建設工事業者等に対し、その目標を示して、その新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上を図るべき旨の勧告をすることができる。

2 国土交通大臣は、前項の勧告を受けた特定一戸建て住宅建設工事業者等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 国土交通大臣は、第1項の勧告を受けた特定一戸建て住宅建設工事業者等が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、前条第1項に規定する基準に照らして特定一戸建て住宅建設工事業者等が行うべきその新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上を著しく害すると認めるときは、社会資本整備審議会の意見を聴いて、当該特定一戸建て住宅建設工事業者等に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 国土交通大臣は、前3項の規定の施行に必要な限度において、特定一戸建て住宅建設工事業者等に対し、その新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定一戸建て住宅建設工事業者等の事務所その他の事業場若しくは特定一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等若しくはその工事現場に立ち入り、特定一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等、帳

簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 5 第 15 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第 4 章 販売事業者等による 建築物の販売等に係る措置

【販売事業者等の表示】

第 27 条 建築物の販売又は賃貸（以下この項並びに次条第 1 項及び第 4 項において「販売等」という。）を行う事業者（次項及び同条において「販売事業者等」という。）は、その販売等を行う建築物について、エネルギー消費性能を表示するよう努めなければならない。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定による建築物のエネルギー消費性能の表示について、次に掲げる事項を定め、これを告示するものとする。

- 一 建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項
- 二 表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項

【販売事業者等に対する勧告及び命令等】

第 28 条 国土交通大臣は、販売事業者等が、その販売等を行う建築物について前条第 2 項の規定により告示されたところに従ってエネルギー消費性能の表示をしていないと認めるときは、当該販売事業者等に対し、その販売等を行う建築物について、その告示されたところに従ってエネルギー消費性能に関する表示をすべき旨の勧告をすることができる。

- 2 国土交通大臣は、前項の勧告を受けた販売事業者等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

- 3 国土交通大臣は、第 1 項の勧告を受けた販売事業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、建築物のエネルギー消費性能の向上を著しく害すると認めるときは、社会資本整備審議会の意見を聴いて、当該販売事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

- 4 国土交通大臣は、前 3 項の規定の施行に必要な限度において、販売事業者等に対し、その販売

等を行う建築物に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、販売事業者等の事務所その他の事業場若しくは販売事業者等の販売等を行う建築物に立ち入り、販売事業者等の販売等を行う建築物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 5 第 15 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第 5 章 建築物エネルギー消費 性能向上計画の認定等

【建築物エネルギー消費性能向上計画の認定】

第 29 条 建築主等は、エネルギー消費性能の一層の向上に資する建築物の新築又はエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の増築、改築若しくは修繕等（以下「エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等」という。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等に関する計画（以下「建築物エネルギー消費性能向上計画」という。）を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

（図則）【修繕等】法 6 条 2 項準 12

- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 建築物の位置
- 二 建築物の延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積
- 三 エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等に係る資金計画
- 四 その他国土交通省令で定める事項

- 3 建築主等は、第 1 項の規定による認定の申請に係る建築物（以下「申請建築物」という。）以外の建築物（以下「他の建築物」という。）のエネルギー消費性能の一層の向上にも資するよう、当該申請建築物に自他供給型熱源機器等（申請建築物及び他の建築物に熱又は電気を供給するための熱源機器等（熱源機器、発電機その他の熱又は電気を発生させ、これを建築物に供給するための国土交通省令で定める機器であって空気調和設備等を構成するものをいう。以下この項において同じ。）をいう。）を設置しようと

第 30 条 ●建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（抄）

するとき（当該他の建築物に熱源機器等（エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ないものとして国土交通省令で定めるものを除く。）が設置されているとき又は設置されることとなるときを除く。）は、建築物エネルギー消費性能向上計画に、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。

- 一 他の建築物の位置
- 二 他の建築物の延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積
- 三 その他国土交通省令で定める事項

4 建築主等は、次に掲げる場合においては、第 1 項の規定による認定の申請をすることができない。

- 一 当該申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物が他の建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物として記載されているとき。
- 二 当該申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物が他の建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物として記載されているとき（当該申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物が当該他の建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物と同一であるときを除く。）。

【建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準等】

第 30 条 所管行政庁は、前条第 1 項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

- 一 申請建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能誘導基準（建築物のエネルギー消費性能の一層の向上の促進のために誘導すべき経済産業省令・国土交通省令で定める基準をいう。第四号及び第 35 条第 1 項において同じ。）に適合するものであること。

【省令【建築物エネルギー消費性能誘導基準】

省令10条⇒36

- 二 建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された事項が基本方針に照らして適切なものであること。
- 三 前条第 2 項第三号の資金計画がエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等

を確実に遂行するため適切なものであること。

四 建築物エネルギー消費性能向上計画に前条第 3 項各号に掲げる事項が記載されている場合にあつては、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合するものであること。

2 前条第 1 項の規定による認定の申請をする者は、所管行政庁に対し、当該所管行政庁が当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画（他の建築物に係る部分を除く。以下この条において同じ。）を建築主事又は建築副主事に通知し、当該建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第 6 条第 1 項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出ることができる。この場合においては、当該申請に併せて、同項の規定による確認の申請書を提出しなければならない。

3 前項の規定による申出を受けた所管行政庁は、速やかに、当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画を建築主事又は建築副主事に通知しなければならない。

4 建築基準法第 18 条第 3 項及び第 15 項の規定は、建築主事又は建築副主事が前項の規定による通知を受けた場合について準用する。

5 所管行政庁が、前項において準用する建築基準法第 18 条第 3 項の規定による確認済証の交付を受けた場合において、第 1 項の認定をしたときは、当該認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画は、同法第 6 条第 1 項の確認済証の交付があったものとみなす。

6 所管行政庁は、第 4 項において準用する建築基準法第 18 条第 15 項の規定による通知書の交付を受けた場合においては、第 1 項の認定をしてはならない。

7 建築基準法第 12 条第 8 項及び第 9 項並びに第 93 条から第 93 条の 3 までの規定は、第 4 項において準用する同法第 18 条第 3 項及び第 15 項の規定による確認済証及び通知書の交付について準用する。

8 エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等をしようとする者がその建築物エネルギー消費性能向上計画について第 1 項の認定を受けたときは、当該エネルギー消費性能

の一層の向上のための建築物の新築等のうち、第 11 条第 1 項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならないものについては、第 2 項の規定による申出があった場合及び第 2 条第 2 項の条例が定められている場合を除き、第 11 条第 3 項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、同条第 6 項から第 8 項までの規定を適用する。

【建築物エネルギー消費性能向上計画の変更】

第 31 条 前条第 1 項の認定を受けた者（次条から第 34 条までにおいて「認定建築主」という。）は、当該認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更（国土交通*1 省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、国土交通*2 省令で定めるところにより、所管行政庁の認定を受けなければならない。

❑*1 省令【建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更】規則25条⇒27

❑*2 省令【建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請】規則26条⇒27

2 前条の規定は、前項の認定について準用する。

【認定建築主に対する報告の徴収】

第 32 条 所管行政庁は、認定建築主に対し、第 30 条第 1 項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画（変更があったときは、その変更後のもの。次条及び第 35 条において「認定建築物エネルギー消費性能向上計画」という。）に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の状況に関し報告を求めることができる。

【認定建築主に対する改善命令】

第 33 条 所管行政庁は、認定建築主が認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従ってエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等を行っていないと認めるときは、当該認定建築主に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

【建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消し】

第 34 条 所管行政庁は、認定建築主が前条の規定による命令に違反したときは、第 30 条第 1 項の認定を取り消すことができる。

【認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の容積率の特例】

第 35 条 建築基準法第 52 条第 1 項、第 2 項、第 7 項、第 12 項及び第 14 項、第 57 条の 2 第 3 項第二号、第 57 条の 3 第 2 項、第 59 条第 1 項及び第 3 項、第 59 条の 2 第 1 項、第 60 条第 1 項、第 60 条の 2 第 1 項及び第 4 項、第 68 条の 3 第 1 項、第 68 条の 4、第 68 条の 5（第二号イを除く。）、第 68 条の 5 の 2（第二号イを除く。）、第 68 条の 5 の 3 第 1 項（第一号ロを除く。）、第 68 条の 5 の 4（第一号ロを除く。）、第 68 条の 5 の 5 第 1 項第一号ロ、第 68 条の 8、第 68 条の 9 第 1 項、第 86 条第 3 項及び第 4 項、第 86 条の 2 第 2 項及び第 3 項、第 86 条の 5 第 3 項並びに第 86 条の 6 第 1 項に規定する建築物の容積率（同法第 59 条第 1 項、第 60 条の 2 第 1 項及び第 68 条の 9 第 1 項に規定するものについては、これらの規定に規定する建築物の容積率の最高限度に係る場合に限る。）の算定の基礎となる延べ面積には、同法第 52 条第 3 項及び第 6 項に定めるもののほか、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の床面積のうち、建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合させるための措置をとることにより通常の建築物の床面積を超えることとなる場合における政令で定める床面積は、算入しないものとする。

❑政令【認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る容積率の特例に係る床面積】令7条1項⇒25

関連法【認定建築物エネルギー消費性能向上計画】法32条⇒21

2 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に第 29 条第 3 項各号に掲げる事項が記載されている場合における前項の規定の適用については、同項中「建築物の床面積のうち、」とあるのは、「申請建築物の床面積のうち、当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物及び他の建築物を」とする。

第 7 章 建築物再生可能エネルギー利用促進区域における措置

【建築物再生可能エネルギー利用促進区域】

第 60 条 市町村は、基本方針に基づき、当該市町

村の区域内の一定の区域であって、建築物への再生可能エネルギー利用設備（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備その他の再生可能エネルギー源（太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものをいう。）の利用に資する設備として国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。）の設置の促進を図ることが必要であると認められるもの（以下「建築物再生可能エネルギー利用促進区域」という。）について、建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画（以下この条、次条及び第64条において「促進計画」という。）を作成することができる。

【省令【再生可能エネルギー利用設備】規則76条⇒27

2 促進計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 建築物再生可能エネルギー利用促進区域の位置及び区域
- 二 建築物再生可能エネルギー利用促進区域において建築物への設置を促進する再生可能エネルギー利用設備の種類に関する事項
- 三 建築物再生可能エネルギー利用促進区域内において再生可能エネルギー利用設備を設置する建築物について建築基準法第52条第14項、第53条第5項、第55条第3項又は第58条第2項の規定（第5項及び第64条において「特例対象規定」という。）の適用を受けるための要件に関する事項

3 促進計画には、前項各号に掲げる事項のほか、建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置に関する啓発及び知識の普及に関する事項その他建築物再生可能エネルギー利用促進区域内における建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関し必要な事項を定めるよう努めるものとする。

4 市町村は、促進計画を作成するときは、あらかじめ、当該建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 市町村は、促進計画を作成するときは、あらかじめ、これに定めようとする第2項第三号に掲げる事項について、当該建築物再生可能エネルギー

利用促進区域内の建築物について特例対象規定による許可の権限を有する特定行政庁（建築基準法第2条第三十五号に規定する特定行政庁をいう。）と協議をしなければならない。

6 市町村は、促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 前3項の規定は、促進計画の変更について準用する。

【建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建築物の建築主等への支援】

第61条 促進計画を作成した市町村（第63条第1項において「計画作成市町村」という。）は、建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置を促進するため、建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建築物の建築主等に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

【建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建築主の努力】

第62条 建築物再生可能エネルギー利用促進区域内においては、建築主は、その建築又は修繕等をしようとする建築物について、再生可能エネルギー利用設備を設置するよう努めなければならない。

【建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建築物に設置することができる再生可能エネルギー利用設備に係る説明】

第63条 建築士は、建築物再生可能エネルギー利用促進区域内において、計画作成市町村の条例で定める用途に供する建築物の建築で当該条例で定める規模以上のものに係る設計を行うときは、当該設計の委託をした建築主に対し、当該設計に係る建築物に設置することができる再生可能エネルギー利用設備について、国土交通省令で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

【省令【書面の記載事項】規則78条⇒27

2 前項の規定は、同項に規定する設計の委託をした建築主から同項の規定による説明を要しない旨の意思の表明があった場合については、適用しない。

3 建築士は、第1項の規定による書面の交付に代えて、国土交通*1省令で定めるところにより、当該建築主の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用

する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって国土交通^{*2}省令で定めるものをいう。）により提供することができる。この場合において、当該建築士は、当該書面を交付したものとみなす。

❏^{*1} 省令【書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾等】規則80条⇒28

❏^{*2} 省令【電磁的方法】規則81条⇒28

【建築基準法の特例】

第 64 条 促進計画が第 60 条第 6 項（同条第 7 項において準用する場合を含む。）の規定により公表されたときは、当該公表の日以後は、建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建築物に対する特例対象規定の適用については、建築基準法第 52 条第 14 項第三号中「定めるもの」とあるのは「定めるもの又は同法第 60 条第 6 項（同条第 7 項において準用する場合を含む。）の規定により公表された同条第 1 項に規定する促進計画に定められた同条第 2 項第三号に掲げる事項（次条第 5 項第四号、第 55 条第 3 項及び第 58 条第 2 項において「特例適用要件」という。）に適合する建築物」と、同法第 53 条第 5 項第四号、第 55 条第 3 項及び第 58 条第 2 項中「定めるもの」とあるのは「定めるもの又は特例適用要件に適合する建築物」とする。

建築物のエネルギー消費性能の向上等
に関する法律施行令（抄）

平成 28 年 1 月 15 日政令第 8 号

最終改正：令和 6 年 4 月 19 日政令第 172 号

【空気調和設備等】

- 第 1 条 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。）
- 第 2 条第 1 項第二号の政令で定める建築設備は、次に掲げるものとする。
- 一 空気調和設備その他の機械換気設備

二 照明設備

三 給湯設備

四 昇降機

【都道府県知事が所管行政庁となる建築物】

- 第 2 条 法第 2 条第 1 項第五号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 97 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域内のものは、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 148 条第 1 項第一号又は第二号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。
- 2 法第 2 条第 1 項第五号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第 97 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定により建築主事又は建築副主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の 2 第 1 項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。
- 一 延べ面積（建築基準法施行令第 2 条第 1 項第四号の延べ面積をいう。第 7 条第 1 項において同じ。）が 1 万㎡を超える建築物

二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第 51 条（同法第 87 条第 2 項及び第 3 項において準用する場合を含み、市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）の規定又は同法以外の法律若しくはこれに基づく命

令若しくは条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

【エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ない建築物の建築の規模】

- 第 3 条 法第 10 条第 1 項の政令で定める規模は、建築物の建築に係る部分の床面積（内部に間仕切壁又は戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。）を有しない階又はその一部であって常時外気に開放された開口部を有するもののうち、当該開口部の面積の合計の割合が当該階又はその一部の床面積の $\frac{1}{20}$ 以上であるものの床面積を除く。）の合計が 10㎡であることとする。

【適用除外】

- 第 4 条 法第 20 条第一号の政令で定める用途は、次に掲げるものとする。
- 一 自動車庫車庫、自転車駐車場、畜舎、堆肥舎、公共用歩廊その他これらに類する用途

二 観覧場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、神社、寺院その他これらに類する用途（壁を有しないことその他の高い開放性を有するものとして国土交通大臣が定めるものに限る。）
- 2 法第 20 条第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。
- 一 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物

二 文化財保護法第 143 条第 1 項又は第 2 項の伝統的建造物群保存地区内における同法第 2 条第 1 項第六号に規定する伝統的建造物群を構成している建築物

三 旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和 8 年法律第 43 号）の規定により重要美術品等として認定された建築物

四 文化財保護法第 182 条第 2 項の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物であって、建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものとして所管行政庁が認めたもの

五 第一号、第三号又は前号に掲げる建築物であつたものの原形を再現する建築物であつて、建築物エネルギー消費性能基準に適合さ
- 24

建築物省エネ法施行令
- C 3

せることが困難なものとして所管行政庁が認めたもの

六 景観法(平成16年法律第110号)第 19 条第 1 項の規定により景観重要建造物として指定された建築物

三 法第 20 条第三号の政令で定める仮設の建築物は、次に掲げるものとする。

一 建築基準法第 85 条第 1 項又は第 2 項に規定する応急仮設建築物であって、その建築物の工事を完了した後 3 月以内であるもの又は同条第 3 項の許可を受けたもの

二 建築基準法第 85 条第 2 項に規定する事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物

三 建築基準法第 85 条第 6 項又は第 7 項の規定による許可を受けた建築物

【特定一戸建て住宅建築主等の新築する分譲型一戸建て規格住宅の戸数等】

第 5 条 法第 21 条第 1 項の政令で定める数は、150 戸とする。

2 法第 21 条第 2 項の政令で定める数は、1,000 戸とする。

【特定一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅の戸数等】

第 6 条 法第 24 条第 1 項の政令で定める数は、300 戸とする。

2 法第 24 条第 2 項の政令で定める数は、1,000 戸とする。

【認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の容積率の特例に係る床面積】

第 7 条 法第 35 条第 1 項の政令で定める床面積は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の床面積のうち通常の建築物の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるもの（当該床面積が当該建築物の延べ面積の $\frac{1}{10}$ を超える場合においては、当該建築物の延べ面積の $\frac{1}{10}$ ）とする。

2 法第 35 条第 2 項の規定により同条第 1 項の規定を読み替えて適用する場合における前項の規定の適用については、同項中「建築物の床面積のうち」とあるのは「申請建築物の床面積のうち」と、「建築物の延べ面積」とあるのは「認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物及び他の建築物の延べ面積の合計」とする。

第1条

●建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（抄）

建築物のエネルギー消費性能の向上等
に関する法律施行規則（抄）

平成 28 年 1 月 29 日国土交通省令第 5 号
最終改正：令和 6 年 10 月 25 日国土交通省令第 92 号

第 1 章 建築士の努力義務

【建築士の努力義務】

第 1 条 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 6 条第 3 項の規定により当該建築物のエネルギー消費性能その他建築物のエネルギー消費性能の向上に資する事項について説明を行おうとする建築士は、当該建築物の工事が着手される前に、当該説明を行うよう努めなければならない。

第 2 章 建築主の基準適合義務等

【建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為】

第 2 条 法第 11 条第 1 項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為及び法第 12 条第 2 項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為は、次に掲げる建築行為のいずれかに該当するものとする。

- 一 住宅（複合建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下「基準省令」という。）第 1 条第 1 項第一号に規定する複合建築物をいう。）の住宅部分（同条第 2 項に規定する住宅部分をいう。）のみの増築又は改築をする場合における当該住宅部分を含む。以下この号において同じ。）の建築であって、当該住宅（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする住宅の部分）を次に掲げる基準のいずれかに適合させるもの

- イ 基準省令第 1 条第 1 項第二号イ(2)の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する国土交通大臣が定める基準及び同号ロ(2)の一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準（同号イただし書の国土交通大臣が定める基準に適合する住宅（ロにお

いて「気候風土適応住宅」という。）にあっては、同号ロ(2)の一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準に限る。）

- ロ 基準省令第 10 条第二号イ(2)の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する国土交通大臣が定める基準及び同号ロ(2)の一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準（気候風土適応住宅にあっては、同号ロ(2)の一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準に限る。）

- 二 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成 12 年建設省令第 20 号）第 3 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価（以下この号及び次条第 4 項において「設計住宅性能評価」といい、特定建築行為に係る住宅が建築物エネルギー消費性能基準に適合する住宅と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨の設計住宅性能評価に限る。）を受けた住宅の新築

- 三 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）第 6 条第 1 項の認定（同法第 8 条第 1 項の変更の認定を含む。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 6 条の 2 第 1 項の確認（次条第 4 項において「確認」という。）を受けた住宅の新築

- 2 法第 11 条第 2 項後段において準用する同条第 1 項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為及び法第 12 条第 3 項後段において準用する同条第 2 項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為は、前項第一号に掲げる建築行為に該当するものとする。

【建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更】

第 5 条 法第 11 条第 2 項（法第 14 条第 2 項において読み替えて適用する場合を含む。）の国土交通省令で定める軽微な変更は、建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更その他の変更後も建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更とする。

第3章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等

【建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更】

第 25 条 法第 31 条第 1 項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期又は完了予定時期の 6 月以内の変更
- 二 前号に掲げるもののほか、建築物のエネルギー消費性能を一層向上させる変更その他の変更後も建築物エネルギー消費性能向上計画が法第 30 条第 1 項各号に掲げる基準に適合することが明らかな変更（同条第 2 項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出た場合には、建築基準法第 6 条第 1 項（同法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更であるものに限る。）

【建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請】

第 26 条 法第 31 条第 1 項の変更の認定の申請をしようとする者は、別記様式第 29 による申請書の正本及び副本に、それぞれ第 20 条第 1 項に規定する図書（法第 29 条第 3 項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画に同項各号に掲げる事項を記載した場合にあっては、第 23 条第 2 項各号に掲げる図書を含む。）のうち変更に係るものを添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。この場合において、第 20 条第 1 項の表中「法第 30 条第 1 項第一号」とあるのは、「法第 31 条第 2 項において準用する法第 30 条第 1 項第一号」とする。

第5章 建築物再生可能エネルギー利用促進区域における措置

【再生可能エネルギー利用設備】

第 76 条 法第 60 条第 1 項の国土交通省令で定める設備は、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその付属設備
 - イ 太陽光
 - ロ 風力

- ハ 水力
- ニ 地熱
- ホ バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。次号において同じ。）
- 二 次に掲げる再生可能エネルギー源を熱として利用するための設備又はバイオマスを熱源とする熱を利用するための設備
 - イ 地熱
 - ロ 太陽熱
 - ハ 雪又は水を熱源とする熱その他の自然界に存する熱（大気中の熱並びにイ及びロに掲げるものを除く。）

【建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建築物に設置することができる再生可能エネルギー利用設備に係る説明】

第 77 条 法第 63 条第 1 項の規定により当該建築物に設置することができる再生可能エネルギー利用設備について説明を行おうとする建築士は、当該建築物の工事が着手される前に、当該説明を行わなければならない。

【書面の記載事項】

第 78 条 法第 63 条第 1 項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法第 63 条第 1 項の規定による説明の年月日
- 二 説明の相手方の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
- 三 当該建築物の所在地
- 四 当該建築物に設置することができる再生可能エネルギー利用設備の種類及び規模
- 五 当該建築物の建築に係る設計を行った建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号
- 六 当該建築士の属する建築士事務所の名称及び所在地並びに当該建築士事務所の一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別

【説明を要しない旨の意思の表明】

第 79 条 法第 63 条第 2 項の意思の表明（以下この条において「意思の表明」という。）は、当該建築物の建築に係る設計を行う建築士に次に掲げる事項を記載した書面を提出することに

よって行うものとする。

- 一 意思の表明の年月日
- 二 意思の表明を行った建築主の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
- 三 法第 63 条第 1 項の規定による説明を要しない建築物の所在地
- 四 当該建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

【書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾等】

第 80 条 建築士は、法第 63 条第 3 項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該建築主に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法（同項に規定する電磁的方法をいう。以下この条において同じ。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- 一 次条第 1 項各号に掲げる方法のうち当該建築士が用いるもの
- 二 ファイルへの記録の方式

2 前項の規定による承諾を得た建築士は、当該建築主から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該建築主に対し、法第 63 条第 3 項に規定する事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該建築主が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

【電磁的方法】

第 81 条 法第 63 条第 3 項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
- イ 建築士の使用に係る電子計算機と建築主の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ 建築士の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて建築主の閲覧に供し、当該建築主の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（法第 63 条第 3 項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、建築士の使用に係る電子

計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

- 二 磁気ディスクをもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、建築主がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。
- 3 第 1 項第一号の「電子情報処理組織」とは、建築士の使用に係る電子計算機と、建築主の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（抄）

平成 28 年 1 月 29 日経済産業省・国土交通省令第 1 号
最終改正：令和 6 年 10 月 16 日経済産業・国土交通省令第 2 号

第 1 章 建築物エネルギー消費性能基準

【建築物エネルギー消費性能基準】

第 1 条 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項第三号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 非住宅部分（住宅部分以外の建築物の部分という。以下同じ。）を有する建築物（複合建築物（非住宅部分及び住宅部分を有する建築物をいう。以下同じ。）を除く。第 10 条第一号において「非住宅建築物」という。）

次のイ又はロのいずれかに適合することであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする非住宅部分。以下この号において同じ。）が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ 非住宅部分の設計一次エネルギー消費量（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量（1 年間に消費するエネルギー（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 2 条第 1 項に規定するエネルギーをいう。以下同じ。）の量を熱量に換算したものをいう。以下同じ。）であって、建築物（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする建築物の部分）のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの判定に用いるものをいう。以下同じ。）

が、非住宅部分の基準一次エネルギー消費量（床面積、設備等の条件により定まる基準となる一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。）を超えないこと。ただし、非住宅部分を 2 以上の用途に供する場合にあっては、各用途に供する当該非住宅部分ごとに算出した設計一次エネルギー消費量を合計した数値が、各用途に供する当該非住宅部分ごとに算出した基準一次エネルギー消費量を合計した数値を超えないこと。

ロ 非住宅部分の用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物（国土交通大臣が用途に応じて一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物であると認めるものをいい、非住宅部分の増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする非住宅部分と同一の部分に限る。以下このロにおいて同じ。）の設計一次エネルギー消費量が、当該一次エネルギー消費量モデル建築物の基準一次エネルギー消費量を超えないこと。ただし、非住宅部分を 2 以上の用途に供する場合にあっては、当該非住宅部分の各用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物ごとに算出した設計一次エネルギー消費量を合計した数値が、当該非住宅部分の各用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物ごとに算出した基準一次エネルギー消費量を合計した数値を超えないこと。

二 住宅部分を有する建築物（複合建築物を除く。以下「住宅」という。） 次のイ及びロに適合することであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって住宅部分（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする住宅部分。イ(2)及びロにおいて同じ。）が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ 次の(1)又は(2)のいずれか（住宅部分の増築又は改築をする場合にあっては、(2)）に適合すること。ただし、地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより(1)及び(2)に適合させることが困難なものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものについ

第2条 ●建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（抄）

ては、この限りではない。

- (1) 国土交通大臣が定める方法により算出した単位住戸（住宅部分の一の住戸をいう。以下同じ。）の外皮平均熱貫流率（単位住戸の内外の温度差1度当たりの総熱損失量（換気による熱損失量を除く。）を外皮（外気等（外気又は外気に通じる床裏、小屋裏、天井裏その他これらに類する建築物の部分）をいう。）に接する天井（小屋裏又は天井裏が外気に通じていない場合にあっては、屋根）、壁、床及び開口部並びに当該単位住戸以外の建築物の部分に接する部分をいう。以下(1)において同じ。）の面積で除した数値をいう。以下同じ。）及び冷房期（1年間のうち1日の最高気温が23度以上となる全ての期間をいう。以下同じ。）の平均日射熱取得率（日射量に対する室内に侵入する日射量の割合を外皮の面積により加重平均した数値をいう。以下同じ。）が、次の表の左欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げる数値以下であること。

地域の区分	外皮平均熱貫流率 (単位 1㎡1度につきW)	冷房期の 平均日射熱取得率
1	0.46	—
2	0.46	—
3	0.56	—
4	0.75	—
5	0.87	3.0
6	0.87	2.8
7	0.87	2.7
8	—	6.7

- (2) 住宅部分が外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する国土交通大臣が定める基準に適合すること。

□ 次の(1)又は(2)のいずれかに適合すること。

- (1) 住宅部分の設計一次エネルギー消費量が、住宅部分の基準一次エネルギー消費量を超えないこと。
- (2) 住宅部分が一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準に適合すること。

三 複合建築物 次のイ又はロのいずれか（複合建築物の増築又は改築をする場合にあっては、イ）に適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能適切に評価できる方法と認める方法によって複合建築物（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする複合建築物の部分）が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ 非住宅部分が第一号に定める基準に適合し、かつ、住宅部分が前号に定める基準に適合すること。

ロ 次の(1)及び(2)に適合すること。

- (1) 複合建築物の設計一次エネルギー消費量が、複合建築物の基準一次エネルギー消費量を超えないこと。

- (2) 住宅部分が前号イに適合すること。

2 前項の住宅部分（以下「住宅部分」という。）は、次に掲げる建築物の部分とする。

一 居間、食事室、寝室その他の居住のために継続的に使用する室（当該室との間に区画となる間仕切壁又は戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。）がなく当該室と一体とみなされる台所、洗面所、物置その他これらに類する建築物の部分を含む。）

二 台所、浴室、便所、洗面所、廊下、玄関、階段、物置その他これらに類する建築物の部分であって、居住者の専用に供するもの（前号に規定する台所、洗面所、物置その他これらに類する建築物の部分を除く。）

三 集会室、娛樂室、浴室、便所、洗面所、廊下、玄関、階段、昇降機、倉庫、自動車車庫、自転車駐車場、管理人室、機械室その他これらに類する建築物の部分であって、居住者の共用に供するもの（居住者以外の者が主として利用していると認められるものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）

3 第1項第二号イ(1)の地域の区分は、国土交通大臣が別に定めるものとする。

【非住宅部分に係る設計一次エネルギー消費量】

第2条 前条第1項第一号イの非住宅部分の設計一次エネルギー消費量及び同号ロの一次エネルギー消費量モデル建築物の設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値（その数

値に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。

$$E_T = (E_{AC} + E_V + E_L + E_W + E_{EV} - E_S + E_M) \times 10^{-3}$$

この式において、 E_T 、 E_{AC} 、 E_V 、 E_L 、 E_W 、 E_{EV} 、 E_S 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_T 設計一次エネルギー消費量(単位 GJ/年)

E_{AC} 空気調和設備の設計一次エネルギー消費量(単位 MJ/年)

E_V 空気調和設備以外の機械換気設備の設計一次エネルギー消費量(単位 MJ/年)

E_L 照明設備の設計一次エネルギー消費量(単位 MJ/年)

E_W 給湯設備の設計一次エネルギー消費量(単位 MJ/年)

E_{EV} 昇降機の設計一次エネルギー消費量(単位 MJ/年)

E_S エネルギーの効率の利用を図ることのできる設備(以下「エネルギー利用効率化設備」という。)による設計一次エネルギー消費量の削減量(単位 MJ/年)

E_M その他一次エネルギー消費量(単位 MJ/年)

- 2 前項の空気調和設備の設計一次エネルギー消費量、空気調和設備以外の機械換気設備の設計一次エネルギー消費量、照明設備の設計一次エネルギー消費量、給湯設備の設計一次エネルギー消費量、昇降機の設計一次エネルギー消費量、エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減量及びその他一次エネルギー消費量は、国土交通大臣が定める方法により算出するものとする。

[非住宅部分に係る基準一次エネルギー消費量]

第3条 第1条第1項第一号イの非住宅部分の基準一次エネルギー消費量及び同号ロの一次エネルギー消費量モデル建築物の基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値(その数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)とする。

$$E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times B \times E_M \} \times 10^{-3}$$

この式において、 E_{ST} 、 E_{SAC} 、 E_{SV} 、 E_{SL} 、 E_{SW} 、 E_{SEV} 、 B 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{ST} 基準一次エネルギー消費量(単位 GJ/年)

E_{SAC} 空気調和設備の基準一次エネルギー消費量(単位 MJ/年)

E_{SV} 空気調和設備以外の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量(単位 MJ/年)

E_{SL} 照明設備の基準一次エネルギー消費量(単位 MJ/年)

E_{SW} 給湯設備の基準一次エネルギー消費量(単位 MJ/年)

E_{SEV} 昇降機の基準一次エネルギー消費量(単位 MJ/年)

B 規模及び用途に応じて別表第1に掲げる非住宅部分の基準一次エネルギー消費量の水準を示す係数

E_M その他一次エネルギー消費量(単位 MJ/年)

- 2 前項の空気調和設備の基準一次エネルギー消費量、空気調和設備以外の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量、照明設備の基準一次エネルギー消費量、給湯設備の基準一次エネルギー消費量、昇降機の基準一次エネルギー消費量及びその他一次エネルギー消費量は、国土交通大臣が定める方法により算出するものとする。

[住宅部分の設計一次エネルギー消費量]

第4条 第1条第1項第二号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数が1である場合に限る。)及び第3項各号の単位住戸の設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値(その数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)とする。

$$E_T = (E_H + E_C + E_V + E_L + E_W - E_S + E_M) \times 10^{-3}$$

第5条 ●建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（抄）

この式において、 E_T 、 E_H 、 E_C 、 E_V 、 E_L 、 E_W 、 E_S 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- E_T 設計一次エネルギー消費量（単位 GJ/年）
- E_H 暖房設備の設計一次エネルギー消費量（単位 MJ/年）
- E_C 冷房設備の設計一次エネルギー消費量（単位 MJ/年）
- E_V 機械換気設備の設計一次エネルギー消費量（単位 MJ/年）
- E_L 照明設備の設計一次エネルギー消費量（単位 MJ/年）
- E_W 給湯設備（排熱利用設備を含む。次項において同じ。）の設計一次エネルギー消費量（単位 MJ/年）
- E_S エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減量（単位 MJ/年）
- E_M その他一次エネルギー消費量（単位 MJ/年）

- 2 前項の暖房設備の設計一次エネルギー消費量、冷房設備の設計一次エネルギー消費量、機械換気設備の設計一次エネルギー消費量、照明設備の設計一次エネルギー消費量、給湯設備の設計一次エネルギー消費量、エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減量及びその他一次エネルギー消費量は、国土交通大臣が定める方法により算出するものとする。
- 3 第1条第1項第二号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の数が1である場合を除く。以下この項において同じ。）は、次の各号のいずれかの数値とする。
- 一 単位住戸の設計一次エネルギー消費量の合計と共用部分（住宅部分のうち単位住戸以外の部分をいう。以下同じ。）の設計一次エネルギー消費量とを合計した数値
 - 二 単位住戸の設計一次エネルギー消費量を合計した数値
- 4 第2条第1項及び第2項の規定は、前項の共用部分の設計一次エネルギー消費量について準用する。

【住宅部分の基準一次エネルギー消費量】

第5条 第1条第1項第二号ロ(1)の住宅部分の基準一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の

数が1である場合に限る。）及び第3項各号の単位住戸の基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値（その数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。

$$E_{ST} = (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_M) \times 10^{-3}$$

この式において、 E_{ST} 、 E_{SH} 、 E_{SC} 、 E_{SV} 、 E_{SL} 、 E_{SW} 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- E_{ST} 基準一次エネルギー消費量（単位 GJ/年）
- E_{SH} 暖房設備の基準一次エネルギー消費量（単位 MJ/年）
- E_{SC} 冷房設備の基準一次エネルギー消費量（単位 MJ/年）
- E_{SV} 機械換気設備の基準一次エネルギー消費量（単位 MJ/年）
- E_{SL} 照明設備の基準一次エネルギー消費量（単位 MJ/年）
- E_{SW} 給湯設備の基準一次エネルギー消費量（単位 MJ/年）
- E_M その他一次エネルギー消費量（単位 MJ/年）

- 2 前項の暖房設備の基準一次エネルギー消費量、冷房設備の基準一次エネルギー消費量、機械換気設備の基準一次エネルギー消費量、照明設備の基準一次エネルギー消費量、給湯設備の基準一次エネルギー消費量及びその他一次エネルギー消費量は、国土交通大臣が定める方法により算出するものとする。
- 3 第1条第1項第二号ロ(1)の住宅部分の基準一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の数が1である場合を除く。以下この項において同じ。）は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
- 一 住宅部分の設計一次エネルギー消費量を前条第3項第一号の数値とした住宅 単位住戸の基準一次エネルギー消費量の合計と共用部分の基準一次エネルギー消費量とを合計した数値
 - 二 住宅部分の設計一次エネルギー消費量を前条

第 3 項第二号の数値とした住宅 単位住戸
の基準一次エネルギー消費量を合計した数値
4 第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定は、前項第一号
の共用部分の基準一次エネルギー消費量について
準用する。

【複合建築物の設計一次エネルギー消費量】

第 6 条 第 1 条第 1 項第三号ロ(1)の複合建築物の設計一次エネルギー消費量は、第 2 条第 1 項の規定により算出した非住宅部分の設計一次エネルギー消費量と第 4 条第 1 項又は第 3 項の規定により算出した住宅部分の設計一次エネルギー消費量とを合計した数値とする。

【複合建築物の基準一次エネルギー消費量】

第 7 条 第 1 条第 1 項第三号ロ(1)の複合建築物の基準一次エネルギー消費量は、第 3 条第 1 項の規定により算出した非住宅部分の基準一次エネルギー消費量と第 5 条第 1 項又は第 3 項の規定により算出した住宅部分の基準一次エネルギー消費量とを合計した数値とする。

第 2 章 特定一戸建て住宅建築主等の新築する分譲型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準

【特定一戸建て住宅建築主等の新築する分譲型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準】

第 8 条 特定一戸建て住宅建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅に係る法第 22 条第 1 項の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に定める基準とする。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって特定一戸建て住宅建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

- 一 特定一戸建て住宅建築主が令和 2 年度以降に新築する分譲型一戸建て規格住宅が、第 1 条第 1 項第二号イ(1)に適合するものであること。

- 二 特定一戸建て住宅建築主が令和 2 年度以降の各年度に新築する分譲型一戸建て規格住宅に係る第 1 条第 1 項第二号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量の合計が、当該年度に新築する分譲型一戸建て規格住宅の特定一戸建て住宅建築主基準一次エネルギー消費量（床面積、設備等の条件により定まる特定一戸建て住宅建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅に係る基準となる一次エネルギー消費量をいう。次条第 1 項において同じ。）の合計を超えないこと。

- 2 特定共同住宅等建築主の新築する分譲型規格共同住宅等に係る法第 22 条第 1 項の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に定める基準とする。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって特定共同住宅等建築主の新築する分譲型規格共同住宅等が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

- 一 特定共同住宅等建築主が令和 8 年度以降に新築する分譲型規格共同住宅等が、第 10 条第二号イ(1)に適合するものであること。
- 二 特定共同住宅等建築主が令和 8 年度以降の各年度に新築する分譲型規格共同住宅等に係る第 1 条第 1 項第二号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量の合計が、当該年度に新築する分譲型規格共同住宅等の特定共同住宅等建築主基準一次エネルギー消費量（床面積、設備等の条件により定まる特定共同住宅等建築主の新築する分譲型規格共同住宅等に係る基準となる一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。）の合計を超えないこと。

【特定一戸建て住宅建築主基準一次エネルギー消費量等】

第 9 条 前条第 1 項第二号の特定一戸建て住宅建築主基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値（その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。第 3 項において同じ。）とする。

$$E_{ST} = \{ (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.85 + E_M \} \times 10^{-3}$$

本条において、 E_{ST} 、 E_{SH} 、 E_{SC} 、 E_{SV} 、 E_{SL} 、 E_{SW} 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{ST} 特定一戸建て住宅建築主基準一次エネルギー消費量（特定共同住宅等建築主基準一次エネルギー消費量を算出する場合にあっては、特定共同住宅等建築主基準一次エネルギー消費量）（単位 GJ/年）

E_{SH} 第 5 条第 1 項の暖房設備の基準一次エネルギー消費量（単位 MJ/年）

E_{SC} 第 5 条第 1 項の冷房設備の基準一次エネルギー消費量（単位 MJ/年）

E_{SV} 第 5 条第 1 項の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量（単位 MJ/年）

E_{SL} 第 5 条第 1 項の照明設備の基準一次エネルギー消費量（単位 MJ/年）

E_{SW} 第 5 条第 1 項の給湯設備の基準一次エネルギー消費量（単位 MJ/年）

E_M 第 5 条第 1 項のその他一次エネルギー消費量（単位 MJ/年）

2 前条第 2 項第二号の特定共同住宅等建築主基準一次エネルギー消費量は、次の各号に掲げる長屋又は共同住宅（以下「共同住宅等」という。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 住宅部分の設計一次エネルギー消費量を第 4 条第 3 項第一号の数値とした共同住宅等

単位住戸の特定共同住宅等建築主基準一次エネルギー消費量の合計と共用部分の特定共同住宅等建築主基準一次エネルギー消費量とを合計した数値

二 住宅部分の設計一次エネルギー消費量を第 4 条第 3 項第二号の数値とした共同住宅等

単位住戸の特定共同住宅等建築主基準一次エネルギー消費量を合計した数値

3 前項第一号及び第二号の単位住戸の特定共同住宅等建築主基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値とする。

$$E_{ST} = \{ (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.8 + E_M \} \times 10^{-3}$$

4 第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定は、第 2 項第一号の共用部分の特定共同住宅等建築主基準一次

エネルギー消費量について準用する。この場合において、同条第 1 項中「 $E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times B \times E_M \} \times 10^{-3}$ 」とあるのは「 $E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times 0.8 + E_M \} \times 10^{-3}$ 」とする。

第 2 章の 2 特定一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準

【特定一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準】

第 9 条の 2 特定一戸建て住宅建設工事業者の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅に係る法第 25 条第 1 項の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に定める基準とする。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって特定一戸建て住宅建設工事業者の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

一 特定一戸建て住宅建設工事業者が令和 6 年度以降に新たに建設する請負型一戸建て規格住宅が、第 1 条第 1 項第二号イ(1)に適合するものであること。

二 特定一戸建て住宅建設工事業者が令和 6 年度以降の各年度に新たに建設する請負型一戸建て規格住宅に係る第 1 条第 1 項第二号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量の合計が、当該年度に新たに建設する請負型一戸建て規格住宅の特定一戸建て住宅建設工事業者基準一次エネルギー消費量（床面積、設備等の条件により定まる特定一戸建て住宅建設工事業者の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅に係る基準となる一次エネルギー消費量をいう。次条第 1 項において同じ。）の合計を超えないこと。

- 2 特定共同住宅等建設工事業者の新たに建設する請負型規格共同住宅等に係る法第25条第1項の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に定める基準とする。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって特定共同住宅等建設工事業者の新たに建設する請負型規格共同住宅等が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。
- 一 特定共同住宅等建設工事業者が令和6年度以降に新たに建設する請負型規格共同住宅等が、第1条第1項第二号イ(1)に適合するものであること。
- 二 特定共同住宅等建設工事業者が令和6年度以降の各年度に新たに建設する請負型規格共同住宅等に係る第1条第1項第二号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量の合計が、当該年度に新たに建設する請負型規格共同住宅等の特定共同住宅等建設工事業者基準一次エネルギー消費量（床面積、設備等の条件により定まる特定共同住宅等建設工事業者の新たに建設する請負型規格共同住宅等に係る基準となる一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。）の合計を超えないこと。

【特定一戸建て住宅建設工事業者基準一次エネルギー消費量等】

第9条の3 前条第1項第二号の特定一戸建て住宅建設工事業者基準一次エネルギー消費量は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 請負型一戸建て規格住宅（次号に掲げるものを除く。） 次の式により算出した数値（その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。次号及び第3項において同じ。）

$$E_{ST} = \{(E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.8 + E_M\} \times 10^{-3}$$

本条において、 E_{ST} 、 E_{SH} 、 E_{SC} 、 E_{SV} 、 E_{SL} 、 E_{SW} 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{ST} 特定一戸建て住宅建設工事業者基準一次エネルギー消費量（特定共同住宅等建設工事

業者基準一次エネルギー消費量を算出する場合にあつては、特定共同住宅等建設工事業者基準一次エネルギー消費量）（単位 GJ/年）

E_{SH} 第5条第1項の暖房設備の基準一次エネルギー消費量（単位 MJ/年）

E_{SC} 第5条第1項の冷房設備の基準一次エネルギー消費量（単位 MJ/年）

E_{SV} 第5条第1項の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量（単位 MJ/年）

E_{SL} 第5条第1項の照明設備の基準一次エネルギー消費量（単位 MJ/年）

E_{SW} 第5条第1項の給湯設備の基準一次エネルギー消費量（単位 MJ/年）

E_M 第5条第1項のその他一次エネルギー消費量（単位 MJ/年）

- 二 特定一戸建て住宅建設工事業者が経済産業大臣及び国土交通大臣が定める年度以降に新たに建設する請負型一戸建て規格住宅 次の式により算出した数値

$$E_{ST} = \{(E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.75 + E_M\} \times 10^{-3}$$

- 2 前条第2項第二号の特定共同住宅等建設工事業者基準一次エネルギー消費量は、次の各号に掲げる共同住宅等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 住宅部分の設計一次エネルギー消費量を第4条第3項第一号の数値とした共同住宅等 単位住戸の特定共同住宅等建設工事業者基準一次エネルギー消費量の合計と共用部分の特定共同住宅等建設工事業者基準一次エネルギー消費量とを合計した数値

- 二 住宅部分の設計一次エネルギー消費量を第4条第3項第二号の数値とした共同住宅等 単位住戸の特定共同住宅等建設工事業者基準一次エネルギー消費量を合計した数値

- 3 前項第一号及び第二号の単位住戸の特定共同住宅等建設工事業者基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値とする。

$$E_{ST} = \{(E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.9 + E_M\} \times 10^{-3}$$

- 4 第3条第1項及び第2項の規定は、第2項第一号の共用部分の特定共同住宅等建設工事業者基

第 10 条 ●建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（抄）

準一次エネルギー消費量について準用する。この場合において、同条第 1 項中「 $E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times B \times E_M \} \times 10^{-3}$ 」とあるのは「 $E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times 0.9 + E_M \} \times 10^{-3}$ 」とする。

第 3 章 建築物エネルギー消費性能誘導基準

【建築物エネルギー消費性能誘導基準】

第 10 条 法第 30 条第 1 項第一号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 非住宅建築物 次のイ及びロ（非住宅部分の全部を工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの（イ(1)、別表第 1 及び別表第 3 において「工場等」という。）の用途に供する場合にあっては、ロ）に適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の一層の向上の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ 次の(1)又は(2)のいずれかに適合すること。

(1) 国土交通大臣が定める方法により算出した非住宅部分（工場等の用途に供する部分を除く。以下(1)及び(2)において同じ。）の屋内周囲空間（各階の外気に接する壁の中心線から水平距離が 5 m 以内の屋内の空間、屋根の直下階の屋内の空間及び外気に接する床の直上の屋内の空間をいう。以下(1)及び(2)において同じ。）の年間熱負荷（1 年間の暖房負荷及び冷房負荷の合計をいう。以下(1)及び(2)において同じ。）を屋内周囲空間の床面積の合計で除した数値が、用途及び第 1 条第 1 項第二号イ(1)の地域の区分（以下単に「地域の区分」という。）に応じて別表第 2 に掲げる数値以下であること。ただし、非住宅部分を 2 以上の用途に供する場合

にあっては、当該非住宅部分の各用途の屋内周囲空間の年間熱負荷の合計を各用途の屋内周囲空間の床面積の合計で除して得た数値が、用途及び地域の区分に応じた別表第 2 に掲げる数値を各用途の屋内周囲空間の床面積により加重平均した数値以下であること。

(2) 非住宅部分の形状に応じた年間熱負荷モデル建築物（非住宅部分の形状を単純化した建築物であって、屋内周囲空間の年間熱負荷の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が認めるものをいう。以下(2)において同じ。）について、国土交通大臣が定める方法により算出した屋内周囲空間の年間熱負荷を屋内周囲空間の床面積の合計で除した数値が、用途及び地域の区分に応じて別表第 2 に掲げる数値以下であること。ただし、非住宅部分を 2 以上の用途に供する場合にあっては、当該非住宅部分に係る年間熱負荷モデル建築物の各用途の屋内周囲空間の年間熱負荷の合計を各用途の屋内周囲空間の床面積の合計で除して得た数値が、用途及び地域の区分に応じた別表第 2 に掲げる数値を各用途の屋内周囲空間の床面積により加重平均した数値以下であること。

ロ 次の(1)又は(2)のいずれかに適合すること。

(1) 非住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量であって、建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合するかどうかの審査に用いるものをいう。以下同じ。）が、非住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量（床面積、設備等の条件により定まる建築物エネルギー消費性能誘導基準となる一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。）を超えないこと。ただし、非住宅部分を 2 以上の用途に供する場合にあっては、各用途に供する当該非住宅部分ごとに算出した誘導設計一次エネルギー消費量を合計した数値が、各用途に供する当該非住宅部分ごとに算出した誘導基準一次エネルギー消費量を合計した数値を超えないこと。

- (2) 非住宅部分の用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物の誘導設計一次エネルギー消費量が、当該一次エネルギー消費量モデル建築物の誘導基準一次エネルギー消費量を超えないこと。ただし、非住宅部分を2以上の用途に供する場合にあっては、当該非住宅部分の各用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物ごとに算出した誘導設計一次エネルギー消費量を合計した数値が、当該非住宅部分の各用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物ごとに算出した誘導基準一次エネルギー消費量を合計した数値を超えないこと。

二 住宅 次のイ及びロに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の一層の向上の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ 次の(1)又は(2)のいずれかに適合すること。

- (1) 第1条第1項第二号イ(1)の国土交通大臣が定める方法により算出した単位住戸の外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率が、次の表の左欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げる数値以下であること。

地域の区分	外皮平均熱貫流率 (単位 1㎡1度につきW)	冷房期の 平均日射熱取得率
1	0.40	－
2	0.40	－
3	0.50	－
4	0.60	－
5	0.60	3.0
6	0.60	2.8
7	0.60	2.7
8	－	6.7

- (2) 住宅部分が外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する国土交通大臣が定める基準に適合すること。

ロ 次の(1)又は(2)のいずれかに適合すること。

- (1) 住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量が、住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量を超えないこと。

- (2) 住宅部分が一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準に適合すること。

三 複合建築物 次のイ又はロのいずれかに適合するものであること。

□ 次の(1)から(3)までに適合すること。

- (1) 非住宅部分が第1条第1項第一号イに定める基準に適合し、かつ、住宅部分が同項第二号ロ(1)に適合すること。
- (2) 複合建築物の誘導設計一次エネルギー消費量が、複合建築物の誘導基準一次エネルギー消費量を超えないこと。
- (3) 非住宅部分が第一号イ(1)に定める基準に適合し、かつ、住宅部分が前号イに適合すること。

【非住宅部分に係る誘導設計一次エネルギー消費量】

第11条 前条第一号ロ(1)の非住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量及び同号ロ(2)の一次エネルギー消費量モデル建築物の誘導設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値(その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)とする。

$$E_T = (E_{AC} + E_V + E_L + E_W + E_{EV} - E_S + E_M) \times 10^{-3}$$

この式において、 E_T 、 E_{AC} 、 E_V 、 E_L 、 E_W 、 E_{EV} 、 E_S 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_T 誘導設計一次エネルギー消費量(単位 GJ/年)

E_{AC} 第2条第1項の空気調和設備の設計一次エネルギー消費量(単位 MJ/年)

E_V 第2条第1項の空気調和設備以外の機械換気設備の設計一次エネルギー消費量(単位 MJ/年)

E_L 第2条第1項の照明設備の設計一次エネルギー消費量(単位 MJ/年)

E_W 第2条第1項の給湯設備の設計一次エネルギー消費量(単位 MJ/年)

E_{EV} 第2条第1項の昇降機の設計一次エネルギー消費量(単位 MJ/年)

E_S エネルギー利用効率化設備(コージェネレーション設備に限る。次項並びに第13条第1項及び第2項において同じ。)による誘導設計一次エネルギー消費量の削減量(単位

第12条 ●建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（抄）

MJ/年)
 E_M 第2条第1項のその他一次エネルギー消費量（単位 MJ/年）

2 前項のエネルギー利用効率化設備による誘導設計一次エネルギー消費量の削減量は、国土交通大臣が定める方法により算出するものとする。

【非住宅部分に係る誘導基準一次エネルギー消費量】

第12条 第10条第一号ロ(1)の非住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量及び同号ロ(2)の一次エネルギー消費量モデル建築物の誘導基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値（その数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。

$$E_{ST} = \{(E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times B + E_M\} \times 10^{-3}$$

この式において、 E_{ST} 、 E_{SAC} 、 E_{SV} 、 E_{SL} 、 E_{SW} 、 E_{SEV} 、 B 及び E_M はそれぞれ次の数値を表すものとする。

E_{ST} 誘導基準一次エネルギー消費量（単位 GJ/年）

E_{SAC} 第3条第1項の空気調和設備の基準一次エネルギー消費量（単位 MJ/年）

E_{SV} 第3条第1項の空気調和設備以外の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量（単位 MJ/年）

E_{SL} 第3条第1項の照明設備の基準一次エネルギー消費量（単位 MJ/年）

E_{SW} 第3条第1項の給湯設備の基準一次エネルギー消費量（単位 MJ/年）

E_{SEV} 第3条第1項の昇降機の基準一次エネルギー消費量（単位 MJ/年）

B 用途に応じて別表第3に掲げる非住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量の水準を示す係数

E_M 第3条第1項のその他一次エネルギー消費量（単位 MJ/年）

【住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量】

第13条 第10条第二号ロの住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限り。）及び第3項各号の

単位住戸の誘導設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値（その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。

$$E_T = (E_H + E_C + E_V + E_L + E_W - E_S + E_M) \times 10^{-3}$$

この式において、 E_T 、 E_H 、 E_C 、 E_V 、 E_L 、 E_W 、 E_S 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_T 誘導設計一次エネルギー消費量（単位 GJ/年）

E_H 第4条第1項の暖房設備の設計一次エネルギー消費量（単位 MJ/年）

E_C 第4条第1項の冷房設備の設計一次エネルギー消費量（単位 MJ/年）

E_V 第4条第1項の機械換気設備の設計一次エネルギー消費量（単位 MJ/年）

E_L 第4条第1項の照明設備の設計一次エネルギー消費量（単位 MJ/年）

E_W 第4条第1項の給湯設備の設計一次エネルギー消費量（単位 MJ/年）

E_S エネルギー利用効率化設備による誘導設計一次エネルギー消費量の削減量（単位 MJ/年）

E_M 第4条第1項のその他一次エネルギー消費量（単位 MJ/年）

2 前項のエネルギー利用効率化設備による誘導設計一次エネルギー消費量の削減量は、国土交通大臣が定める方法により算出するものとする。

3 第10条第二号ロの住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の数が一である場合を除く。以下この項において同じ。）は、次の各号のいずれかの数値とする。

一 単位住戸の誘導設計一次エネルギー消費量の合計と共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量とを合計した数値

二 単位住戸の誘導設計一次エネルギー消費量を合計した数値

4 第11条第1項及び第2項の規定は、前項第一号の共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量について準用する。

【住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量】

第14条 第10条第二号ロ(1)の住宅部分の誘導基

準一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の数が 1 である場合に限る。）及び次項の単位住戸の誘導基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値（その数値に小数点以下 1 位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。

$$E_{ST} = \{(E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.8 + E_M\} \times 10^{-3}$$

この式において、 E_{ST} 、 E_{SH} 、 E_{SC} 、 E_{SV} 、 E_{SL} 、 E_{SW} 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- E_{ST} 誘導基準一次エネルギー消費量（単位 GJ/年）
- E_{SH} 第 5 条第 1 項の暖房設備の基準一次エネルギー消費量（単位 MJ/年）
- E_{SC} 第 5 条第 1 項の冷房設備の基準一次エネルギー消費量（単位 MJ/年）
- E_{SV} 第 5 条第 1 項の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量（単位 MJ/年）
- E_{SL} 第 5 条第 1 項の照明設備の基準一次エネルギー消費量（単位 MJ/年）
- E_{SW} 第 5 条第 1 項の給湯設備の基準一次エネルギー消費量（単位 MJ/年）
- E_M 第 5 条第 1 項のその他一次エネルギー消費量（単位 MJ/年）

- 2 第 10 条第二号ロ(1)の住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の数が 1 である場合を除く。以下この項において同じ。）は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
 - 一 住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量を前条第 3 項第一号の数値とした住宅 単位住戸の誘導基準一次エネルギー消費量の合計と共用部分の誘導基準一次エネルギー消費量とを合計した数値
 - 二 住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量を前条第 3 項第二号の数値とした住宅 単位住戸の誘導基準一次エネルギー消費量を合計した数値
 - 3 第 12 条の規定は、前項第一号の共用部分の誘導基準一次エネルギー消費量について準用す

る。この場合において、同条中「 $E_{ST} = \{(E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times B + E_M\} \times 10^{-3}$ 」とあるのは「 $E_{ST} = \{(E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times 0.8 + E_M\} \times 10^{-3}$ 」とする。

【複合建築物の誘導設計一次エネルギー消費量】

第 15 条 第 10 条第三号ロ(2)の複合建築物の誘導設計一次エネルギー消費量は、第 11 条第 1 項の規定により算出した非住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量と第 13 条第 1 項又は第 3 項の規定により算出した住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量を合計した数値とする。

【複合建築物の誘導基準一次エネルギー消費量】

第 16 条 第 10 条第三号ロ(2)の複合建築物の誘導基準一次エネルギー消費量は、第 12 条の規定により算出した非住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量と第 14 条第 1 項又は第 2 項の規定により算出した住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量とを合計した数値とする

省令附則

【経過措置】

- 第 2 条 この省令の施行の際現に存する建築物（令和 4 年 10 月 1 日以後にする法第 29 条第 1 項の認定の申請に係るものを除く。次項及び次条において同じ。）の非住宅部分について、第 12 条の規定を適用する場合においては、当分の間、同条中「 $E_{ST} = \{(E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times B + E_M\} \times 10^{-3}$ 」とあるのは、「 $E_{ST} = (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_M) \times 10^{-3}$ 」とする。
- 2 この省令の施行の際現に存する建築物の非住宅部分について、第 10 条第一号の規定を適用する場合においては、当分の間、同号イの規定は、適用しない。
- 第 3 条 この省令の施行の際現に存する建築物の住宅部分について、第 14 条の規定を適用する場合においては、当分の間、同条第 1 項中「 $E_{ST} = \{(E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.8 + E_M\} \times 10^{-3}$ 」とあるのは「 $E_{ST} = (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_M) \times 10^{-3}$ 」と、同条第 3 項中「 $E_{ST} = \{(E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times 0.8 + E_M\} \times 10^{-3}$ 」とあるのは「 $E_{ST} = (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_M) \times 10^{-3}$ 」とする。
- 2 この省令の施行の際現に存する建築物の住宅部

別表第 1、別表第 2 ●建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（抄）

分について、第 10 条第二号の規定を適用する
場合においては、当分の間、同号イの規定は、
適用しない。

別表第 1（第 3 条関係）

	規模	用途	非住宅部分の基準 一次エネルギー消費 量の水準を示す 係数
(1)	非住宅部分の床面積（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成 28 年政令第 8 号）第 3 条に規定する床面積（非住宅部分の増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積）をいう。以下この表において同じ。）の合計が2,000㎡以上であること。	事務所等	0.8
(2)		ホテル等	0.8
(3)		病院等	0.85
(4)		百貨店等	0.8
(5)		学校等	0.8
(6)		飲食店等	0.85
(7)		集会所等	0.85
(8)		工場等	0.75
(9)	非住宅部分の床面積の合計が2,000㎡未満であること。		1.0
備考			
1 「事務所等」とは、事務所、官公署その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。別表第 2 及び別表第 3 に おいて同じ。			
2 「ホテル等」とは、ホテル、旅館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。別表第 2 及び別表第 3 に おいて同じ。			
3 「病院等」とは、病院、老人ホーム、福祉ホームその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。別表第 2 及び 別表第 3 において同じ。			
4 「百貨店等」とは、百貨店、マーケットその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。別表第 2 及び別表第 3 において同じ。			
5 「学校等」とは、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校その他エネルギーの使用の状況 に関してこれらに類するものをいう。別表第 2 及び別表第 3 において同じ。			
6 「飲食店等」とは、飲食店、食堂、喫茶店、キャバレーその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。別表第 2 及び別表第 3 において同じ。			
7 「集会所等」とは、図書館等、体育館等及び映画館等をいう。別表第 2 及び別表第 3 において同じ。			
8 「図書館等」とは、図書館、博物館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいい、「体育館等」とは、体育館、 公会堂、集会場、ボーリング場、劇場、アスレチック場、スケート場、公衆浴場、競馬場又は競輪場、社寺その他エネルギーの使用の状況 に関してこれらに類するものをいい、「映画館等」とは、映画館、カラオケボックス、ぱちんこ屋その他エネルギーの使用の状況に 関してこれらに類するものをいう。別表第 2 において同じ。			

別表第 2（第 10 条関係）

	用途		地域の区分							
			1	2	3	4	5	6	7	8
(1)	事務所等		480	480	480	470	470	470	450	570
(2)	ホテル等	客室部	650	650	650	500	500	500	510	670
		宴会場部	990	990	990	1260	1260	1260	1470	2220
(3)	病院等	病室部	900	900	900	830	830	830	800	980
		非病室部	460	460	460	450	450	450	440	650
(4)	百貨店等		640	640	640	720	720	720	810	1290
(5)	学校等		420	420	420	470	470	470	500	630
(6)	飲食店等		710	710	710	820	820	820	900	1430
(7)	集会所等	図書館等	590	590	590	580	580	580	550	650
		体育館等	790	790	790	910	910	910	910	1000
		映画館等	1490	1490	1490	1510	1510	1510	1510	2090
備考 単位は、1 m ² 1 年につき MJ とする。										

別表第 3（第12条関係）

	用途	非住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量の水準を示す係数
(1)	事務所等	0.6
(2)	ホテル等	0.7
(3)	病院等	0.7
(4)	百貨店等	0.7
(5)	学校等	0.6
(6)	飲食店等	0.7
(7)	集会所等	0.7
(8)	工場等	0.6

正誤表

以下は、誤植の訂正です。

下記のとおり、訂正をお願いいたします。

頁	誤	正
P181 左段45行目	令 109 条の 5 第一号イ …表の右欄に掲げる時間において <u>時間</u> 構造…	…表の右欄に掲げる時間において 時間 構造… ※ 2 番目の「時間」に二重取り消し線を引いて削除してください。
P736 左段20行目	都市計画法 42 条 1 項の脚注 建築基準法施行令 138 条 <u>3</u> 項→257	建築基準法施行令 138 条 4 項→257
P105 右段14行目	建築基準法 88 条 2 項の脚注 政令【工作物の指定】令 138 条 <u>3</u> 項→257	政令【工作物の指定】令 138 条 4 項→257
P177 右段 7 行目	令 107 条の 2 第一号 …欄に掲げる時間において <u>時間</u> 構造耐力上…	…欄に掲げる時間において 時間 構造耐力上… ※ 2 番目の「時間」に二重取り消し線を引いて削除してください。
インデックス シール	左から 4 シート目 左から 4 列目 5 段目 「火災継続予測時間 令 109 条の 8 P183 <u>M</u> 」	「火災継続予測時間 令 109 条の 8 P183 L 」
P265 左段44行目	建築基準法施行令 145 条 2 項の脚注 <u>関連</u> 【耐火性能関係規定】 令 108 条の <u>3</u> 第 3 項→179	令 108 条の 4 第 3 項→179

建築基準関係法令集 2025年度版 追録

編著者 T A C 株式会社（建築士講座）

発行者 多田敏男

発行所 T A C 株式会社 出版事業部

〒101-8383 東京都千代田区神田三崎町 3-2-18

© TAC 2025 Printed in Japan



665-8905-1002-15